

ジャマイカ
2020年特許意匠法
(2020年法律第1号)
2020年2月27日署名

目次

第I編 序

- 第1条 本法の略称及び発効日
- 第2条 定義
- 第3条 適用

第II編 特許性

- 第4条 特許性の要件
- 第5条 発明の新規性
- 第6条 発明の進歩性
- 第7条 産業上の利用可能性
- 第8条 特許付与の除外

第III編 特許を取得するための手続

- 第9条 特許出願人
- 第10条 特許の出願要件
- 第11条 特許の出願日
- 第12条 優先権
- 第13条 外国出願に関する情報
- 第14条 発明者の記載
- 第15条 分割
- 第16条 予備審査
- 第17条 出願公開
- 第18条 出願の補正
- 第19条 出願の取下
- 第20条 調査及び実体審査
- 第21条 2以上の発明を有する出願の調査及び実体審査

特許登録

- 第22条 特許の登録又は拒絶
- 第23条 特許登録の延期
- 第24条 特許の存続期間

第25条 特許年金

登録特許の訂正

第26条 特許登録後の明細書の訂正

第27条 特許登録後の書誌事項の訂正

第IV編 特許協力条約に基づく国際出願

第28条 定義

第29条 受理官庁

第30条 指定官庁

第31条 条約に基づく国際予備審査の目的としての選択官庁

第32条 国際出願の提出

第33条 国際出願

第34条 国際出願の処理

第35条 国際出願への本法の適用

第V編 財産権及び所有権

第36条 権利の本質

第37条 排他的権利

第38条 特許の共同所有

第39条 従業者による発明

第40条 従業員への補償命令

第41条 補償金

第42条 従業員発明に関する契約の執行について

第43条 特定事例における特定条項の非適用

第VI編 特許の取引

自発的処分

第44条 譲渡, 自発的ライセンス及びサブライセンス

強制ライセンス

第45条 強制ライセンス

第46条 強制ライセンス—所有者がWTO加盟国民の場合

第47条 強制ライセンス—所有者がWTO加盟国民以外の場合

第48条 ライセンスに関する補足規定

第49条 強制ライセンスの申請に対して行使する権限

第50条 強制ライセンスに対しての裁判所への異議申立

第51条 ジャマイカで実施された特許発明に関する特別規定

第VII編 政府による特許発明の実施

- 第52条 政府の業務における発明の実施
- 第53条 大臣が認可し得る政府のための発明の実施
- 第54条 特許に関する命令を大臣は通知しなければならない
- 第55条 政府に関する第三者の権利
- 第56条 政府による実施に関する紛争の照会
- 第57条 特許権者の補償を受ける権利

第VIII編 特許の取消及び放棄

- 第58条 登録官による取消
- 第59条 登録官による取消の根拠
- 第60条 放棄の手続
- 第61条 取消又は放棄の記録

第IX編 特許の侵害

特許の侵害

- 第62条 特許侵害を構成する行為
- 第63条 国際消尽
- 第64条 侵害の例外

侵害訴訟手続

- 第65条 訴訟を提起する権利
- 第66条 立証責任
- 第67条 共同所有者による侵害訴訟
- 第68条 排他的ライセンスによる侵害訴訟
- 第69条 侵害に対する損害賠償等の制限
- 第70条 優先日又は出願日前に開始された実施
- 第71条 部分的に有効な特許の侵害に対する救済
- 第72条 侵害訴訟における未登録取引等
- 第73条 特許出願公開後の権利侵害
- 第74条 有効性の証明

第X編 実用新案

- 第75条 実用新案出願
- 第76条 実用新案出願の特許出願への変更
- 第77条 特許規定の実用新案への適用
- 第78条 実用新案に関する特別規定
- 第79条 実用新案の存続期間
- 第80条 実用新案の取消事由

第XI編 登録意匠のための保護意匠出願

- 第81条 本編の定義
- 第82条 本編の適用
- 第83条 登録可能な意匠
- 第84条 意匠登録の出願人
- 第85条 意匠登録出願
- 第86条 ジャマイカを指定する国際登録の効果
- 第87条 意匠出願の取下
- 第88条 意匠の出願日
- 第89条 意匠の優先権
- 第90条 出願の審査及び公開
- 第91条 登録出願公開後の権利侵害
- 第92条 出願に対する異議
- 第93条 意匠の登録
- 第94条 登録の存続期間；更新手数料
- 第95条 意匠権の所有権
- 第96条 意匠登録によって付与される権利
- 第97条 侵害
- 第98条 意匠登録の取消

第XII編 特許登録簿，実用新案登録簿及び意匠登録簿

- 第99条 登録簿の所在地及び様式に関する規定
- 第100条 登録すべき事項
- 第101条 証拠としての登録簿
- 第102条 信託の不登録
- 第103条 譲渡等の登録
- 第104条 公衆による閲覧
- 第105条 登録簿の更正
- 第106条 条約及び1999年法の優越

補則

- 第107条 登録官による情報提供
- 第108条 未登録事項の認容性
- 第109条 免責
- 第110条 事務上の誤り及び期限延長
- 第111条 特許，意匠，実用新案の登録証の毀損又は紛失

第XIII編 違法行為

第112条 登録簿の偽造

第113条 特許権等に関する虚偽の主張

第XIV編 雑則

第114条 出訴

第115条 審査官の選任

第116条 調査の請求

第117条 手数料

第118条 電子文書及び通信

第119条 書留郵便又は電子メールで送付可能な通知

第120条 ジャマイカ国内の送達宛先

第121条 規則

第122条 提出期間の例外

第123条 大臣が罰金を改正することができる

第124条 本法は、国王を拘束する

廃止、留保及び経過規定

第125条 特許法及び意匠法の廃止

第126条 留保

第127条 経過規定

第I編 序

第1条 本法の略称及び発効日

本法は、2020年特許意匠法として引用することができ、官報において公告される通知により大臣が指定する日に施行される。

第2条 定義

本法において、文脈上別段の必要がない限り、

「1999年改正協定」とは、1999年7月2日に採択され、2003年12月23日に発効した意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ(1999年)改正協定を意味する。

「指定日」とは、第1条に従って大臣が指定した日を意味する。

「条約国」とは、ジャマイカ以外のパリ条約の締約国を意味する。

「裁判所」とは、最高裁判所を意味する。

「書類」とは、紙面、テープ、フィルム若しくはその他の物理的媒体によるか又は電子的手段若しくはその他によるかを問わず、何らかの種類の情報が記録されているものを意味する。

「審査官」とは、第16条又は第20条に基づく職務を遂行するため、登録官が請求する人又は団体であって、第115条に従って登録官が選択した人又は団体を意味する。

「排他的ライセンス」とは、知的所有権の所有者により付与されたライセンスに基づくライセンスであり、当該ライセンスには、知的所有権の所有者及び他のすべての者を排除して、ジャマイカにおいて知的所有権を実施する権利が付与される。

「実施する」とは、発明に関する次の実施を含む。

(a) 発明が製品である場合は、

(i) 当該製品を製造し、販売し、販売の申出をし、若しくはその他の方法で処分すること

(ii) 当該製品を使用し、若しくは輸入すること、又は

(iii) 本項(i)若しくは(ii)に規定する事項の何れかを行う目的で当該製品を保管すること、

又は

(b) 発明が方法である場合は、当該方法によって直接得られた製品に関して、(a)に定める行為を行うために当該方法を使用すること

「出願日」とは、

(a) 本法に基づく出願に関しては、特許及び実用新案に関しては第11条又は登録意匠に関しては第88条に従って解釈され、並びに

(b) 条約国又はWTO加盟国における出願に関しては、当該条約国又はWTO加盟国における出願日とする。

「外国出願」とは、他国の工業所有権庁若しくは知的所有権庁において又は地域内の工業所有権庁若しくは知的所有権庁において行われる特許、実用新案又は登録意匠の出願を意味する。

「侵害訴訟手続」とは、特許、実用新案又は登録意匠の侵害に係る訴訟手続を意味する。

「国際事務局」とは、1967年7月14日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を

設立する条約により設立された機関である世界知的所有権機関の国際事務局を意味する。

「発明」とは、技術分野における特定の課題の解決を実際に可能にする着想を意味する。

「ライセンス」とは、特許、実用新案若しくは登録意匠を実施し、又はその実施を許諾するライセンスを意味する。

「強制ライセンス」とは、第45条に基づいて行われた命令に基づいて付与されるライセンスを意味する。

「庁」とは、ジャマイカ知的所有権庁法に基づいて設立されたジャマイカ知的所有権庁を意味する。

「パリ条約」とは、1883年3月20日にフランスのパリで署名された工業所有権の保護に関するパリ条約であって、随時改正され、ジャマイカにおいて効力を有するものを意味する。

「特許」とは、第4条に規定する基準を満たす発明の保護のために付与される権原を意味する。

「特許権者」とは、本法に基づいて特許が付与された者を意味し、文脈上必要な場合は、条約国の法律に基づいて特許が付与された者を含む。

「特許協力条約」とは、1970年6月19日にワシントンで署名された特許協力条約及びその規則とともに、ジャマイカに関して効力を有するそのさらなる改正を意味する。

「優先日」とは、第12条(6)に従って解釈される。

「公開する」とは、公衆に実施可能に供することを意味する。

「登録簿」とは、必要に応じて、第99条に基づいて備えられる特許登録簿、実用新案登録簿又は意匠登録簿を意味する。

「登録された」とは、次のことを意味する。

(a) 特許に関しては、特許登録簿に記入されていること

(b) 実用新案に関しては、実用新案登録簿に記入されていること、及び

(c) 意匠に関しては、意匠登録簿に記入されていること

「登録官」とは、ジャマイカ知的所有権庁法第3条(2)に基づいて指名された工業所有権登録官を意味する。

「規則」とは、第121条に基づいて制定された規則を意味する。

「捺印された」とは、庁の印章が捺印されていることを意味する。

「TRIPS WTO協定」とは、1994年4月15日にウルグアイにおいて署名された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定であって、随時改正され、ジャマイカに関して効力を有するものを意味する。

「実用新案」とは、第78条(1)に定める基準を満たす発明を保護するために付与される権原を意味する。

特許又は実用新案に関して「実施する」とは、次のことを意味する。

(a) 発明が製品である場合は、当該製品を製造し、又は輸入すること、又は

(b) 発明が方法である場合は、当該方法を使用し、又は当該方法から得られる製品に関して、(a)に規定する行為を行うこと

「世界貿易機関」又は「WTO」とは、マラケシュ協定に従って1995年1月1日に発足した機関を意味する。

「WTO加盟国」とは、ジャマイカ以外の世界貿易機関の加盟国を意味する。

「WTO所有者」とは、本条並びに第45条、第46条、第47条、第48条、第49条及び第50条の適

用上の所有者であって、次に該当する者を意味する。

- (a) WTO加盟国の国民であるか又はWTO加盟国に居住していること、又は
- (b) WTO加盟国に現実かつ有効な工業上又は商業上の営業所を有すること

第3条 適用

(1) 本法は、次の者に適用される。

- (a) 条約国又はWTO加盟国の国民、及び
- (b) 非条約国又は非WTO加盟国の国民であって、条約国又はWTO加盟国に居住しているか又は現実かつ有効な商業上の営業所を有する者

(2) 知的所有権に関する条約、協定又は取極に基づく義務を果たすために、大臣は、官報において公告される告示により、当該告示において指定された国が本法の適用上の条約国又はWTO加盟国であるものとして、本法の適用を当該国に拡大することができる。

第II編 特許性

第4条 特許性の要件

発明は、次に該当する場合に限り、特許を受けることができる。

- (a) 新規であること
- (b) 進歩性を有すること
- (c) 産業上、利用可能であること、及び
- (d) 第8条に基づいて特許付与が除外されない発明であること

第5条 発明の新規性

(1) 技術水準の一部を形成しない発明は、新規であるとみなされる。

(2) 発明に関して存在する技術水準は、場合により、発明をクレームする出願の出願日又は優先日前に、書面若しくは口頭による説明、使用又はその他の手段によって、世界の何れかの場所で公衆の実施に供されたすべての事項(製品、方法、何れかに関する情報又はその他の事項の何れであるかを問わない)からなる。

(3) 特許出願が行われた発明に関して、技術水準はまた、当該発明の優先日以後に公開された他の特許出願に含まれる事項であって、次に該当するものを含むとみなされる。

- (a) 当該発明の優先日前の優先日を有すること、及び
- (b) 出願時及び公開時の双方に当該他の特許出願に含まれていたこと

(4) 発明を構成する事項が、場合により、出願日又は優先日前の期間に開示された場合は、当該開示が当該日直前の12月の期間前に行われなかったときに限り、当該開示は、技術水準の一部であるとはみなされない。ただし、当該開示が(5)に定める行為に起因していたか又はその結果として行われたことを条件とする。

(5) 本条(4)に定める行為は、次のとおりである。

- (a) 当該事項が、
 - (i) 発明者から不法に取得されたこと、又は
 - (ii) 発明者により秘密に開示された者若しくは発明者により秘密に開示されたその他の者により秘密漏洩により取得されたこと
- (b) 発明者が国際博覧会で発明を展示し、出願人が、
 - (i) 出願時に、発明がそのように展示された旨を陳述し、かつ、
 - (ii) 本条(1)に規定する陳述を裏付ける書面による証拠を、登録官が通知により公告する期間内に、登録官が通知に定める公告の条件を遵守して提出したこと

(6) 発明が、外科的若しくは治療的処置方法又は診断方法における使用のための物質又は化合物からなる場合、当該物質又は化合物が技術水準の一部であるという事実は、当該方法における当該物質又は組成物の使用が技術水準の一部を形成しない限り、発明が新規であるとみなされることを妨げない。

(7) 本条において、「発明者」への言及は、その時の発明の所有者への言及を含む。

第6条 発明の進歩性

発明は、技術水準を考慮して、当該技術の熟練者にとって自明でない場合、進歩性を有するとみなされる。

第7条 産業上の利用可能性

発明は、何れかの種類の産業において製造し、又は実施することができる場合、産業上の利用可能性があるとみなされる。

第8条 特許付与の除外

次のものについては、本法に基づいて特許を付与してはならない。

- (a) 微生物以外の植物及び動物(デオキシリボ核酸(DNA)及び細胞を含む)
- (b) 非生物学的及び微生物学的方法以外の植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法
- (c) 植物及び種子の品種
- (d) すべての発育段階にある人体及びそのすべての要素の全部又は一部
- (e) 発明の実施が公序良俗に反し、又は環境に重大な損害を与え、又は人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康に危害を与える発明
- (f) 人体又は動物の身体に適用される外科的又は治療的処置及び診断の方法
- (g) 発見、科学理論又は数学的方法
- (h) 精神的行為、ビジネス、ゲームを行うための計画、規則若しくは方法又はコンピュータ・プログラム
- (i) 文学、演劇、音楽若しくは芸術作品又はその他のあらゆる美的創作物、又は
- (j) 情報の提示

第III編 特許を取得するための手続

第9条 特許出願人

- (1) 特許出願は、次の何れかの者が単独で又は共同で行うことができる。
 - (a) 発明の発明者であると主張する者
 - (b) ジャマイカの法律、外国の法律、条約若しくはその他の国際協定又は発明がなされる前に発明者と締結した契約の執行可能な条件によって、発明がなされた時点で、ジャマイカにおいて発明に係る所有権の全部(かつ、衡平法上の利益のみにとどまらない)を受け継ぐ権原を有していた者
 - (c) 本項(a)又は(b)に規定する者の権原承継人
 - (d) 本項(a)、(b)又は(c)に規定する者の譲受人である者

- (2) 本条(1)を害することなく、条約国又はWTO加盟国において保護出願が行われた発明の特許出願は、発明者であると主張する者又はその譲受人が行うことができる。

- (3) 次の者は、(1)又は(2)に基づいて出願を行うことができる。
 - (a) 死亡の直前に、出願を行う権原を有していた死亡者の代理人、又は
 - (b) 本項(a)に規定する代理人の譲受人

第10条 特許の出願要件

- (1) 特許出願は、第1附則に様式1として定める様式により登録官に提出しなければならないが、第2附則A部に規定する手数料を納付しなければならない。

- (2) 本条(1)に定める様式には、本条に規定するとおり、次のものを含み、又は添付しなければならない。
 - (a) 特許付与の願書
 - (b) 次の事項を含む明細書
 - (i) 発明の説明
 - (ii) 1又は複数のクレーム、及び
 - (iii) 説明又はクレームにおいて言及される図面、及び
 - (c) 要約

- (3) 出願人又は複数の出願人の何れもが発明者でない場合は、
 - (a) 出願には、発明者として記名された者が発明者として正しく記名されていると出願人又は出願人の何れかが信じる旨の各々の出願人による宣言を含まなければならない、
 - (b) 特許付与の願書には、特許の発明者でない出願人の権利を正当化する陳述書を添付しなければならない。

- (4) 特許付与の願書には、次の事項を含めなければならない。
 - (a) 各出願人の名称
 - (b) 発明者の名称、及び

- (c) 出願の目的のために選任された代理人(いる場合)の名称, 及び
- (d) 発明の主題を示す名称

- (5) 本条(2)(b)(i)に定める説明は,
 - (a) 発明を, 当該技術の熟練者が発明を実施するのに十分に明確かつ完全な方法により詳細に説明し, かつ,
 - (b) 出願日時点又は優先権を主張する場合の優先日時点で, 出願人が保護を請求する権原を有する発明を実施するための方法について, 出願人が知っている最良の方法を記載しなければならない。

- (6) クレームは,
 - (a) 保護を求める事項を定義し,
 - (b) 明確かつ簡潔であり, 説明により裏付けられ, かつ,
 - (c) 1の発明又は単一の発明概念を形成するように連関している1群の発明に関するものでなければならない。

- (7) 本条(2)(c)に定める要約は, 技術情報を提供しなければならない。ただし,
 - (a) 公開されたときも, 技術水準の一部を形成しないものとし, かつ,
 - (b) 保護の範囲を解釈する目的のために考慮されないものとする。

第11条 特許の出願日

- (1) 第10条の要件に拘らず, 特許出願の出願日は, 出願に関して, 次のすべての条件が満たされた最先の日とする。
 - (a) 提出された書類が, 出願に従って特許を求める旨の表示を含むこと
 - (b) 提出された書類が,
 - (i) 特許出願人を特定し, かつ,
 - (ii) 説明が本法及び本法に基づいて制定された規則の規定を遵守しているか否かを問わず, 特許を求める発明の説明を含むこと, 及び
 - (c) 出願人が第2附則A部に規定する出願手数料を納付したこと

- (2) 本条(1)に定める条件が満たされていないと登録官が認定する場合, 登録官は, 出願人に対し, 請求の受領から30日以内に必要な調整を行うことを書面により指令し, 当該調整がそのように行われない場合, 出願は, 提出されなかったものとして取り扱われる。

- (3) 第10条又は本条(1)を遵守している特許出願が提出された後で, かつ, 特許の付与前に,
 - (a) 先の出願に含まれる事項に関して原出願人又は原出願人の権原承継人が新たな出願を提出し, かつ,
 - (b) 新たな出願に関して, (1)に定める条件が満たされている場合, 先の出願の出願日が, 新たな出願の出願日として取り扱われる。

第12条 優先権

(1) 特許について行われた出願に関する出願人は、次に該当する場合は、優先権を受ける権原を有する。

- (a) 本条(2)に基づく優先権の主張が、先の出願の出願日直後の日から又は2以上の先の出願が存在する場合は最初の先の出願の出願日直後の日から12月の満了前に行われること、及び
- (b) 出願人が本条(2)、(3)及び(4)に基づく要件を満たしていること

(2) 特許出願人は、第1附則に様式1として定める出願様式において又は第1附則に様式2として定める様式により提出される宣言書により、第2附則A部に規定する手数料を納付したとき、条約国又はWTO加盟国において同一の発明に関して提出された当該出願人又は当該出願人の前権原者が提出した先の出願を参照して、優先権を主張することができる。

(3) 優先権の主張を行う出願人は、条約国又はWTO加盟国における本条(1)に定める先の出願の出願日を表示しなければならない。

(4) 優先権の主張が行われた場合は、出願人は、当該主張から6月以内に、次のものを登録官に提出しなければならない。

- (a) 先の出願の写しであって、当該出願が提出された国における適切な当局により正確であると証明されたもの、及び
- (b) 先の出願が英語によるものでない場合、次のものを添付した先の出願の英語への翻訳文
 - (i) 第1附則に様式3として定める様式及び第2附則A部に規定する手数料、及び
 - (ii) 翻訳文が、翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて、完全かつ忠実である旨の翻訳者による宣言書

(5) 以下の場合、本条(2)に基づく優先権の主張は、行われなかったとみなす。

- (a) 優先権の主張が出願人により取り下げられた場合、又は
- (b) 優先権の主張に関して本条又は規則の要件が満たされていないと登録官が認定する場合

(6) 本法に基づく特許出願人が本条に基づいて優先権を適正に主張した場合、出願人が受ける権原を有する優先権は、

- (a) 本条(1)に規定される先の出願の出願日から又は2以上ある場合は最初の先の出願の出願日(以下「優先日」という)から効力を生じ、かつ、
- (b) 優先日後に行われた他の者の行為、特に他の出願又は発明の開示、公開若しくは実施を理由として無効とされず、当該行為は、発明又は特許に関する第三者の権利を生じさせない。

(7) 本条(6)に基づいて優先日であるとみなされる日若しくは第11条に基づくジャマイカにおける出願日又は双方が特許の付与を受ける権原を有していなかった者により得られた場合、権利の真の所有者は、本条(1)により与えられる優先権を主張することができる。

(8) 特許出願に関する優先権の主張の登録官による受理は、特許権者に対し、当該権利の存在を証明する義務を免除するものではない。

(9) 特許出願に関して、優先日から本法に基づいて出願が最初に出願された日までの間に行われた行為に関連して異議申立を提起することはできない。

(10) 本法の別段の規定に拘らず、優先権の主張が、先の出願の出願日直後の12月の期間の満了後であるが、当該期間の満了から2月以内に行われた場合、登録官は、第110条(4)に従う出願人の請求に基づき、当該出願に関する優先権を回復するものとする。ただし、優先期間内に出願を提出できなかったことが故意でなく、又は状況により要求される相当の注意が払われたにも拘らず発生したと登録官が認定することを条件とする。

(11) 登録官は、出願人に対し、合理的な期間内に、予定される拒絶に関して意見を述べる機会を与えることなく、優先権の回復の請求を全部又は一部拒絶してはならない。

第13条 外国出願に関する情報

(1) 出願人は、当該出願人自らの発意により又は登録官の指令に応じて、登録官に提出された出願においてクレームされた発明と同一又は本質的に同一の発明に関する外国の出願、付与又は登録の日付及び番号を登録官に提出しなければならない。

(2) 出願人は、当該出願人自らの発意により又は登録官の請求に応じて、第1附則に様式4として定める様式により、第2附則A部に規定する手数料を添えて、本条(1)に定める外国出願に関する次の書類の写しを登録官に提出しなければならない。

- (a) 外国の出願、付与又は登録に関して実行された調査又は審査の結果に関して出願人が受領した通信の原本又は公証を受けたもの
- (b) 外国出願に従って付与された特許又はその他の保護権原
- (c) 外国出願を受理若しくは拒絶し、又は外国出願において請求された特許を付与若しくは拒絶する最終決定
- (d) 外国出願において付与された特許又はその他の保護権原の付与を無効とする最終決定

(3) 本条(1)及び(2)に従って提出される書類は、英語によるものでない場合、英語に翻訳し、かつ、

- (a) 以下の(i)及び(ii)を添付し、
 - (i) 第1附則に様式3として定める様式及び第2附則A部に規定する手数料、及び
 - (ii) 翻訳者の知識の及ぶ限りにおいて、翻訳文が完全かつ正確である旨の翻訳者による宣言書
- (b) 当該書類は、登録官に提出された出願に関する第4条(a)、(b)、(c)及び(d)に規定する事項の評価を容易にするためにのみ使用することができる。

(4) 出願人は、本条(1)及び(2)に基づいて提出される書類に関して意見書を提出することができる。

第14条 発明者の記載

- (1) 発明の発明者又は共同発明者は、発明について付与された特許証に発明者又は共同発明者として記載される権利を有する。ただし、場合により、発明者又は共同発明者が、そのように記載されないことを希望する旨を表示した書面による宣言を登録官に提出した場合はこの限りでない。
- (2) 発明者が何人かに対して行った、(1)に従って発明者が当該宣言を行う旨の約束又は保証は、無効とする。
- (3) 本条に従うある者の発明者としての記載は、特許の付与に基づく権利を与え、又は減じるものではない。
- (4) ある者が本条に従って単独又は共同発明者として記載された場合、同人がそのように記載されるべきでなかったこと又は自らがそのように記載されるべきであったことを主張する他の者は、いつでも、異議申立書を登録官に提出し、同人がそのように記載されるべきでなかった旨の証明書を申請することができる。
- (5) 本条(4)に基づいて行われる申請は、第1附則に様式5として定める様式によるものとし、第2附則A部に規定する手数料を納付しなければならない。
- (6) ある者が(4)に基づいて申請を行った場合は、特許証に単独又は共同発明者として記載されている者は、登録官による聴聞を受ける権利を有する。
- (7) 本条に基づく聴聞の後に、登録官は、証明書を発行することができ、登録官が証明書をそのように発行した場合は、登録官は、登録簿及び特許の未交付の写しを更正するものとする。

第15条 分割

- (1) 2以上の発明に関する単一の出願に関して、登録官が第20条に従って判断を行う前であればいつでも、特許出願は、登録官の裁量により又は出願人の書面による請求に応じて、2以上の出願とみなすことができる。
- (2) 出願に判断を下す際は、原出願を参照しなければならない。原出願における説明を超えてはならない。
- (3) 第10条に従って行われた出願が2以上の出願とみなされる場合、原出願の出願日が、原出願が享受する優先権の利益と同様に、すべての当該出願に適用される。
- (4) 第2附則A部に規定する出願手数料は、本条に定める各出願に関して納付すべきである。

第16条 予備審査

- (1) 出願が出願日を有し、第19条に基づいて取り下げられておらず、かつ、出願手数料が納付されている場合、登録官は、予備審査を行うものとする。
- (2) 予備審査の目的のために、登録官は、出願が第9条及び第10条並びにそれに関する規則(ある場合)の要件を遵守しているか否かを判断する。
- (3) 登録官は、出願の予備審査が完了したときは、出願人に書面により連絡し、該当する場合、出願に対して行うことが要求される補正の詳細を提示する。
- (4) 出願人が、登録官が指定した期間の終了前に、(3)に基づいて要求されるとおりに出願を補正しない場合、登録官は、出願を拒絶することができる。

第17条 出願公開

- (1) 出願が出願日を有し、かつ、予備審査が十分に完了した場合は、その後可能な限り速やかに、第2附則A部における所定の手数料の納付を条件として、登録官は、
 - (a) 庁が出願の公開の準備を完了する前に出願が取り下げられ、又は拒絶されない限り、出願時の(原クレーム及びその補正並びに出願の公開の当該準備が完了する直前に差し替えられた新たなクレームを含む)出願を知的所有権公報において公開し、
 - (b) 出願が公開された旨並びに調査及び実体審査手数料を6月以内に納付すべき旨を出願人に通知する。

- (2) 登録官は、公開された特許出願の明細書から、次の事項を削除することができる。
 - (a) 登録官の見解において、何人かを誹謗する事項
 - (b) その公開又は実施が、登録官の見解において、攻撃的、不道德又は反社会的な行動を助長する事項、又は
 - (c) その公開が、国家安全保障又は公共の安全を害する事項

第18条 出願の補正

- (1) 本法に基づく出願に従って特許が付与される前はいつでも、出願人は、第2附則A部における所定の手数料を納付したときは、第1附則に様式6として定める様式により、出願の補正を申請することができる。
- (2) 登録官は、登録官自らの発意により、登録商標を認識させるように、特許出願に含まれる明細書及び要約を補正することができる。

第19条 出願の取下

- (1) 第11条(1)に従って出願日を有する出願は、1年の終了前に、出願人が次のものを庁に提出しない限り、当該1年の終了時に取り下げられたとみなされる。
 - (a) 出願の目的のための1又は複数のクレーム
 - (b) 要約、及び
 - (c) 必要に応じて、第10条(3)に基づいて提出することが要求される書類
- (2) 出願人は、特許が付与される前はいつでも、特許出願の取下げの請求を登録官に提出することができる。
- (3) 第17条に基づいて既に公開されている出願が本条に基づいて取り下げられた場合、登録官は、当該取下げの通知を公告する。
- (4) 出願が所定の期限を遵守しなかったために本法に基づいて取り下げられたとみなされた場合、登録官は、第110条(4)に従う出願人の請求に基づき、当該出願に関する出願人の権利を回復するものとする。ただし、所定の期間の遵守における遅延が故意でなく、又は期限の不遵守が、状況により要求される相当の注意が払われたにも拘らず発生したと登録官が認定することを条件とする。
- (5) 登録官は、出願人に対し、合理的な期間内に、予定される拒絶に関して意見を述べる機会を与えることなく、権利の回復の請求を拒絶してはならない。

第20条 調査及び実体審査

(1) 第10条に基づく要件が遵守されていることに登録官が納得する場合、登録官は、出願が第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条並びにそれに関して制定された規則の要件を遵守しているか否かを判断する。

(2) 本条(1)に基づいて判断を行う目的のために、登録官は、

(a) 出願人に事前に通知し、かつ、出願人が第2附則A部に規定する調査及び実体審査手数料を納付した後に、第1附則に様式7として定める様式による請求が提出されたときは、出願を審査官に付託して、出願が第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条並びにそれに関して制定された規則の要件を遵守しているか否かを判断するための調査及び実体審査を実行することができ、

(b) 次の事項を考慮するものとする。

(i) 当該調査及び実体審査の報告

(ii) 出願に関して実行された特許協力条約に基づく国際調査及び実体審査報告並びに国際予備審査報告の結果

(3) 第2附則A部に規定する調査及び実体審査手数料が第17条(1)(b)に規定する期間内に納付されない場合、出願は、当該期間の終了時に取り下げられたとみなす。

第21条 2以上の発明を有する出願の調査及び実体審査

審査官が、出願が単一の発明概念を形成するように連関していない2以上の発明に関するとの見解を有する場合、審査官は、最初に、当該出願のクレームに記載された最初の発明のみに関して調査及び実体審査を行うものとする。ただし、当該出願に記載された他の発明に関して、出願人が第1附則に様式7として定める様式により調査及び実体審査を申請し、かつ、第2附則A部に規定する調査及び実体審査手数料を納付した場合は、審査官は、当該他の発明に関する調査及び実体審査の実行に進むものとする。

特許登録

第22条 特許の登録又は拒絶

(1) 本条(2)及び(3)並びに第20条(3)に基づいて行われた判断に従うことを条件に、出願が第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第10条の要件を遵守していることに登録官が納得する場合、登録官は、出願人が第2附則A部に規定する登録手数料を納付することを条件に、出願が行われた発明について特許を付与する。

(2) 同一の発明について2の独立した出願が行われた場合は、

(a) その出願が最先の出願日を有する者、又は

(b) 優先権が主張されている場合、有効に主張された最先の優先日を有する者が、当該出願を取り下げない限り、特許の付与を受ける権原を有する。

(3) 同一の出願人又はその権原承継人が同一の優先日を有する同一の発明について2以上の

特許出願を提出した場合は、登録官は、当該理由により、1を超える当該出願に従って特許を付与することを拒絶することができる。

(4) 本条(1)に基づいて付与される特許証には、捺印しなければならない、特許は、出願日から効力を生じる。

(5) 特許が付与されたときは、登録官は、

(a) (i) 出願日、及び(ii) 本条(4)に従って特許証に捺印された日を含め、特許の登録簿への記入を行い、

(b) 特許の付与への言及を公告するものとする。

(6) 何人も、特許の写しを登録官に申請することができ、登録官は、第2附則A部に規定する手数料が納付されたとき、写しを同人の実施に供するものとする。

(7) 登録官が本条に基づいて出願を拒絶する場合、登録官は、書面による通知により、決定及びその理由を出願人に伝達する。

第23条 特許登録の延期

(1) 特許出願人の請求に応じて、特許の付与は、審査手続が完了した旨を表示した通信の日から最長6月間延期することができる。

(2) 本条(3)に従うことを条件に、発明を秘密にすべきことを大臣が証明する場合、登録官は、指定される条件及び手続に従うことを条件に、6月を超える特許の付与時期の延期を認めることができる。

(3) 大臣は、公序、公共の安全及び国防が危険にさらされている場合に限り、特許の付与の延期を認めることができる。

第24条 特許の存続期間

特許の存続期間は、出願日から20年とする。

第25条 特許年金

(1) 特許の付与時から、当該特許の出願日以降における毎年の応当日に、特許権者は、特許を維持するために、第2附則B部に規定する年金を庁に納付しなければならない。

(2) 年金の納付には、第1附則に様式8として定める様式を添付しなければならない。

(3) 本条(4)の規定に従い、特許は、年金が本条(1)に定める応当日後90日の期間の満了時に未納のままである場合、当該期間の終了時に効力を失う。

(4) 本条(3)の規定に拘らず、特許は、第2附則に規定する年金及び遅延手数料が本条(3)に定める90日の期間の終了後90日以内に全額納付された場合、効力を失わない。

登録特許の訂正

第26条 特許登録後の明細書の訂正

(1) 本条の次の規定に従い、登録官は、第1附則に様式6として定める様式による特許権者からの請求に基づき、第2附則A部に規定する手数料が納付されたとき、登録官が適切と考える条件(ある場合)に従うことを条件として、特許明細書の訂正を認めることができる。

(2) 本条(1)に基づく請求を受領したときは、登録官は、当該申請を登録官が判断する方法により公告する。

(3) 登録官は、次の場合は、本条(1)に基づく訂正を認めてはならない。

(a) 訂正の結果、明細書が、追加の事項若しくはクレームを開示し、又はその他の方法で特許により与えられる保護を拡大することになる場合、又は

(b) 特許の有効性が争点である手続が登録官又は裁判所に係属している場合

(4) 本条に基づく特許明細書の訂正は、特許の付与日から効力を有し、かつ、常に効力を有していたとみなされる。

(5) 何人も、本条(1)に基づいて提出された請求の公告後30日以内であれば、第2附則A部に規定する手数料を納付し、第1附則に様式5として定める様式により、特許権者による本条に基づく申請に対する異議申立書を登録官に提出することができる。

(6) ある者が本条(5)に基づいて異議申立書を提出した場合、登録官は、所有者に通知し、申立を認めるべきか否かを判断する。

(7) 登録官は、その目的のために登録官に申請がなくても、登録商標と告知させるべく特許明細書を訂正することができる。

第27条 特許登録後の書誌事項の訂正

特許の付与後はいつでも、特許の所有者は、第1附則に様式6として定める様式により、第2附則A部における所定の手数料を納付したとき、登録の書誌事項の訂正を請求することができる。

第IV編 特許協力条約に基づく国際出願

第28条 定義

本編において、「指定官庁」、「選択官庁」、「国際出願」及び「受理官庁」は、特許協力条約に基づくものと同一の意味を有する。

第29条 受理官庁

庁は、ジャマイカにおける受理官庁とする。

第30条 指定官庁

本法に基づいて特許を取得する目的のためにジャマイカを指定する国際出願に関して、庁は、指定官庁とする。

第31条 条約に基づく国際予備審査の目的としての選択官庁

庁は、出願人が特許協力条約に基づく国際予備審査の結果を利用するために、ジャマイカの名称を記載することを選択した場合、本法に基づいて特許を取得する目的のためにジャマイカを指定した国際出願に関する選択官庁として行動するものとする。

第32条 国際出願の提出

庁に提出される国際出願は、

- (a) 英語によるものとし、
- (b) 第2附則A部に規定する国際出願手数料、送付手数料並びに本法及び本法に基づいて制定された規則又は特許協力条約に規定するその他の手数料を添えなければならない。

第33条 国際出願

- (1) 特許を取得する目的のためにジャマイカを指定した国際出願であつて、特許協力条約に基づいて出願日が付与されたものは、第34条及び第35条に従い、本法に基づく特許出願として取り扱われる。
- (2) 国際出願又は国際出願におけるジャマイカの指定が、特許協力条約に基づいて取り下げられ、又は取り下げられたとみなされた場合、本法に基づいて、これも取り下げられたものとして取り扱われる。

第34条 国際出願の処理

(1) 登録官は、本法、特許協力条約、それに基づいて定められた規則及び同規則の実施細則の規定に従って国際出願を処理する。

(2) 登録官は、第2附則A部に規定する手数料が納付されたとき、本条(3)に基づいて庁に提出された翻訳文を公開する。

(3) 出願の国内段階は、次のときに開始する。

- (a) 特許協力条約第22条若しくは第39条に基づいて適用される期限又は登録官が通知におい

て公告するより遅い期間が満了したとき。ただし、当該満了前に、出願の英語への翻訳文(該当する場合)が庁に提出され、かつ、出願人が翻訳文を公開するための第2附則に規定する手数料を納付した場合に限る。

(b) 出願人が、登録官に対し、当該満了に先立って、出願の国内段階の進捗を進めるよう明示的に請求したとき。ただし、特許協力条約に従って既に提出されていない場合は、出願の写しが庁に提出され、必要な場合は、出願の英語への翻訳文が提供され、かつ、所定の手数料が納付された場合に限る。

(b)の適用上、「出願の写し」とは、出願が当初公開された言語以外の言語による特許協力条約に従って提出された写しを含む。

(4) 期間の満了前に、本条(3)(a)に定める条件が満たされない場合、出願は、取り下げられたとみなされる。

(5) 本条において、「出願の国際段階」とは、特許協力条約に従う出願の出願日から、国内段階が開始するときまでの期間を意味する。

第35条 国際出願への本法の適用

(1) 特許協力条約に基づいて国際出願に出願日が付与された場合は、次の規定が適用される。

(a) 当該の付与された出願日は、本法に基づく出願の出願日として取り扱われ、又は出願の日付が特許協力条約に基づいて後の日付に改められた場合は、当該後の日付が、出願日として取り扱われる。

(b) 出願に含まれる優先権の宣言は、第12条(2)に基づいて行われたものとして取り扱われ、特許協力条約に従って、追加の日数が認められた場合、第12条(1)に定める12月の期間は、相応に変更されたものとして取り扱われる。

(c) 特許協力条約に基づく発明者の名称の陳述書は、第10条(1)に基づく出願において提出された陳述書として取り扱われる。

(2) 本法に基づいて他の方法で公開されていない国際出願が、特許協力条約に従って英語により公開された場合、当該出願は、第17条の適用上、公開されたものとして取り扱われる。

(3) 国内段階が開始したときは、登録官は、特許協力条約に基づいて実行された審査又は調査を考慮して、第20条の要件のうち登録官が適切と考えるものを出願に適用するものとする。

第V編 財産権及び所有権

第36条 権利の本質

特許又は特許出願は、動産であり、本法の規定に従い、相応に処分することができる。

第37条 排他的権利

本法の規定に従い、特許は、特許権者に対し、特許の存続期間中に、次のことを行う排他権を与える。

- (a) 他の者が特許権者の同意を得ずに特許発明を実施することを防止すること
- (b) 発明を実施すること
- (c) 他の者に対し、発明を実施することを許諾すること、及び
- (d) 特許を譲渡し、若しくは譲渡抵当に入れ、又は特許に関するライセンスを付与すること

第38条 特許の共同所有

- (1) 別段の合意に従うことを条件に、2以上の特許権者が存在する場合は、
 - (a) 各特許権者は、特許に対する均等な未分割持分を受ける権原を有し、
 - (b) 本項(c)に従うことを条件に、各特許権者は、他の特許権者の同意を得ること又は他の特許権者に説明することなく、自身で又はその代理人により、自らの利益のために、特許により与えられた排他権を行使する権原を有し、
 - (c) 何れの特許権者も、他の特許権者又は場合により複数の他の特許権者の同意を得ずに、次のことを行うことはできない。
 - (i) 特許に基づくライセンスを付与すること
 - (ii) 特許又は特許に係る利益を譲渡すること
 - (iii) 特許を譲渡抵当に入れること
 - (iv) 特許明細書を訂正すること、又は
 - (v) 特許を取り消すこと
- (2) 特許製品又は特許方法による製品が2以上の特許権者の何れかにより販売された場合、購買者及び購買者を通じて権利主張する者は、当該製品をすべての特許権者により販売されたものとして取り扱うことができる。
- (3) 2以上の特許権者が存在する場合、登録官は、特許権者の何れかの申請に基づき、次の事項に関して、登録官が適切と考える指示を出すことができる。
 - (a) 特許又は特許に係る利益の取引
 - (b) 特許に基づくライセンスの付与、又は
 - (c) 特許に関する第37条に基づく権利の行使
- (4) 特許権者が、他の特許権者の1から書面により求められた後28日以内に、本条(3)に基づく指示を実行するのに必要な事項を行わない場合、登録官は、他の特許権者の1の申請に基づき、当該特許権者に対し、不履行特許権者の名義で、かつ、その代理として当該指示を実行することを許可することができる。

- (5) 指示を出す前に、登録官は、次の者に対し、聴聞を受ける機会を与えるものとする。
- (a) 本条(3)に基づく特許権者からの申請の場合は、他の特許権者、及び
 - (b) 本条(4)に基づく申請の場合は、不履行特許権者
- (6) 登録官は、次の指示を出してはならない。
- (a) 受託者若しくは死亡者の法定代理人の法的権利若しくは義務又は当該関係の何れかから生じる権利及び義務に影響を及ぼす指示、又は
 - (b) 特許権者間の合意の条件と矛盾する指示
- (7) 本条は、受託者若しくは死亡者の法定代理人の権利若しくは義務又は当該関係の何れかから生じる権利若しくは義務に影響を及ぼさない。

第39条 従業者による発明

- (1) 第40条に従うことを条件に、如何なる法規の規定にも拘らず、従業者がなした発明は、次の場合は、雇用者に属するとみなされる。
- (a) (i) 従業者の通常の職務の過程で、又は(ii) 従業者の通常の職務の範囲外であるが、従業者に特別に割り当てられた職務の過程で発明がなされ、かつ、何れの場合も、発明が従業者の職務の遂行から得られると合理的に期待し得るような状況であった場合、又は
 - (b) 従業者の職務の過程で発明がなされ、かつ、当該発明をなした時点で、従業者の職務の性質及び従業者の職務の性質から生じる特定の責任を理由に、従業者が雇用者の事業の利益を増進する特別な義務を負っていた場合
- (2) 従業者が本条(1)に定める状況以外でなした発明は、従業者に属する。
- (3) 本条(2)によって、発明が従業者に属する場合は、
- (a) 特許出願を遂行する目的のために、従業者又は従業者の下で権利主張する者により若しくはその代理として、又は
 - (b) 発明を実施する目的のために、何人かにより
- 行われる如何なる事項も、雇用者が受ける権原を有し得る発明に関するひな形又は書類に係る著作権又は意匠権を侵害するとはみなされない。

第40条 従業員への補償命令

- (1) 所定の期間内に従業者により行われた申請に基づき、
- (a) 従業者が、特許が付与された雇用者に属する発明をなし、
 - (b) とりわけ、雇用者の事業の規模及び性質を考慮して、発明又はその特許(又は双方の組合せ)が雇用者に著しい利益をもたらし、かつ、
 - (c) 当該事実を理由として、従業者が雇用者により支払われるべき補償金の裁定を受けることが当然であると裁判所が思料する場合、
- 裁判所は、第41条に従って判断された額の補償金を従業者に裁定することができる。

(2) 本条(1)は、関係労働協約が、当該発明と同種の発明に関する同種の従業者への補償金の支払を規定する場合は、従業者の発明には適用されない。

(3) 本条において、

裁判所における訴訟手続に関して「所定の期間」とは、特許が付与された日に開始する21年の期間を意味する。

「関係労働協約」とは、従業者が属する労働組合又はその代理人と雇用者又は雇用者が属する雇用者団体とが締結する労働関係・労働争議法の意味の範囲内における労働協約であつて、発明がなされた時点で効力を有するものを意味する。

第41条 補償金

(1) 第40条(1)に基づく従業者への補償金の裁定は、雇用者が発明若しくは特許又はその処分から得た又は得ると合理的に期待することができる利益の公正な配分を従業者に確保するようなものでなければならない。

(2) 本条(1)の適用上、雇用者が雇用者と関係する者への発明の特許、当該特許の出願又は発明それ自体に係る所有権又は権利の譲渡又は付与から得た又は得ると期待される利益の額は、その者が雇用者と関係していなかったならば、雇用者がそのように得ると合理的に期待することができる額であるとみなされる。

(3) 政府又は所定の研究機関が、その雇用者としての資格において、発明又は特許出願に係る所有権又は権利を、

(a) その職務の中に、公的研究から得られる発明を開発し、又は実施するという職務を有する団体に譲渡し、又は付与し、かつ、

(b) 対価なしで又は名目的な対価のみでこれを行った場合は、

当該団体が当該発明、特許又は出願から得た利益は、(1)及び(2)の適用上、政府又は場合により、所定の研究機関がそのように得たものとして取り扱われる。

(4) 雇用者に属する発明の特許に関して従業者に確保されるべき利益の公正な配分を判断する際、裁判所は、次の事項を考慮するものとする。

(a) 従業者の職務の性質、その報酬及び従業者がその雇用から得る若しくは得た又は本法に基づいて発明に関して得たその他の利益

(b) 従業者が発明をなすために費やした努力及び技能

(c) 他の者が関係する従業者と共同で発明をなすために費やした努力及び技能並びに当該発明の共同発明者でない他の従業者が提供した助言及びその他の補助、及び

(d) 発明をなし、開発し、実施するために雇用者が助言、施設及びその他の補助の提供、機会の提供並びに雇用者の管理的及び商業的な技能及び活動により行った寄与

(5) 第40条に基づく補償金の命令は、一括支払若しくは定期支払又は双方を規定することができる。

(6) 裁判所が第40条に基づく命令を下した場合、裁判所は、雇用者又は従業者により行われた申請に基づき、命令の規定を変更し、取り消し、若しくは停止することができ、又はそのように変更され、取り消され、若しくは停止された規定を回復することができる。第40条(3)に定義する所定の期間は、同条に基づく申請に適用されるのと同様に、当該申請に適用される。

第42条 従業員発明に関する契約の執行について

(1) 本条は、従業者が締結した発明に関する次の契約(締結時期を問わない)に適用される。

- (a) 従業者が単独で又は他の者とともに雇用者と締結した契約、及び
- (b) 従業者が、雇用者の請求に応じて又は従業者の雇用契約に従って、他の何れかの者と締結した契約

(2) 本条が適用される契約の条件であって、

- (a) 指定日後又は契約日後である何れかの時点で従業者がなした何らかの種類の発明、及び
- (b) 当該発明の特許又は当該特許の出願

に係る従業者の権利を損なうものは、当該条件が従業者の権利を損なう限りにおいて、従業者に対して執行することができない。

(3) 本条(2)は、法規又はその他によって従業者が雇用者に対して負う秘密保持義務を免除するものとは解釈されない。

(4) 本条は、従業者と雇用者との間で締結された契約に適用されるのと同様に、公務員の雇用者としての政府又はその代理人が当該公務員と締結した取極に適用される。

第43条 特定事例における特定条項の非適用

(1) 第39条、第40条、第41条及び第42条は、次のものには適用されない。

- (a) 指定日前になされた発明、又は
- (b) 発明がなされた時点で、次に該当する場合を除き、従業者がなした発明
 - (i) 従業者がジャマイカにおいて主として雇用されていたこと
 - (ii) 従業者が何れの場所でも主として雇用されていなかったこと、又は
 - (iii) 従業者の雇用地を判断することができなかったが、その雇用者が、ジャマイカに事業所を有し、当該事業所に当該従業者が所属していたこと(当該従業者が他の場所にも所属していたか否かを問わない)

(2) 第39条、第40条、第41条及び第42条並びに本条において、文脈上別段の必要がある場合を除き、従業者が発明をなすことへの言及は、従業者が単独で又は他の者と共同で発明をなすことへの言及であるが、他の従業者が発明をなす際に従業者が単に助言又は補助を提供することへの言及を含まない。

(3) 第39条、第40条、第41条及び第42条において、特許及び特許が付与されることへの言及は、それぞれ、ジャマイカの法律若しくは他国において効力を有する法律に基づくか又はジ

ヤマイカが締約国である条約若しくは国際協定に基づくかを問わず、発明の特許又はその他の法的保護及びそれが付与されることへの言及である。

(4) 第39条及び第40条の適用上、雇用者が特許発明から得た又は得ると期待される利益は、裁定が第41条に基づいて行われる前に雇用者が死亡した場合、雇用者の代理人又はその法的同意により当該発明を帰属する者が当該特許発明から得た又は得ると期待される利益を含むものとする。

(5) 裁定が第41条に基づいて行われる前又は従業者がなした特許発明に関して実施される前に従業者が死亡した場合、従業者の代理人又はその権原承継人は、第40条(1)に基づく補償金の申請を行い、又はその手続を進める従業者の権利を行使することができる。

(6) 第40条及び第41条並びに本条(4)において、「利益」とは、金銭又は金銭的価値の面での利益を意味する。

第VI編 特許の取引

自発的処分

第44条 譲渡、自発的ライセンス及びサブライセンス

(1) 発明者又は発明者の権原承継人は、発明について付与された又は付与される予定の特許を譲渡することができる。

(2) 本条(3)は、次のものに適用される。

(a) 特許若しくは特許に係る権利又は特許出願若しくは当該出願に係る権利の譲渡又は譲渡抵当、又は

(b) 特許又は当該権利若しくは出願に関する同意

(3) 本項が適用される譲渡、譲渡抵当又は同意は、次に該当する場合を除き、無効とする。

(a) 書面によること、及び

(b) 次の者又はその代理人が署名すること

(i) 譲渡人又は譲渡抵当権設定者

(ii) 同意又はその他の申請の場合は、代理人

(4) 特許の出願人又は所有者は、出願又は特許が関係する発明を実施するライセンスを付与することができる。

(5) ライセンスの条件が許す場合は、その限りにおいて、ライセンスに基づいてサブライセンスを付与することができる。

(6) ライセンス及びサブライセンスは、譲渡し、又は譲渡抵当に入れることができ、その他の動産の法運用と同一の方法により、帰属する。

(7) 本法に規定する譲渡又はライセンスは、譲渡又はライセンスが本法に基づいて登録された場合に限り、第三者に対して効力を有するが、利用を証明する目的のために記録する必要はない。

強制ライセンス

第45条 強制ライセンス

(1) 特許出願の出願日から4年又は特許の付与日から3年の何れか遅い方の満了後はいつでも、何人も、適切な理由の1又は複数により、次のものを裁判所に申請することができる。

(a) 特許に基づくライセンス、又は

(b) 申請人が政府部局である場合は、申請において指定された者への特許に基づくライセンスの付与

(2) 第46条及び第47条の規定に従い、適切な理由の何れかが立証されることに裁判所が納得する場合、裁判所は、

- (a) 申請が本条(1)(a)に基づく場合は、裁判所が適切と考える条件で、申請人へのライセンスの付与を命令することができ、又は
- (b) 申請が本条(1)(b)に基づく場合は、裁判所が適切と考える条件で、申請において指定された者へのライセンスの付与を命令することができる。

(3) 申請人が既に特許に基づくライセンスの所有者である場合でも、当該特許に関して本条に基づいて申請を行うことができる。

(4) 何人も、ライセンスにおけるか若しくはその他かを問わず、その者が行った承認を理由として又は同人がライセンスを受諾したことを理由として、適切な理由に定める事項の何れかを主張することを阻止又は禁じられることはない。

(5) 本条において、「適切な理由」とは、次のものを意味する。

- (a) 所有者がWTO所有者である特許に関して行われる申請の場合は、第46条(1)記載の理由
- (b) その他の場合は、第47条(1)記載の理由

第46条 強制ライセンスー所有者がWTO加盟国民の場合

(1) 所有者がWTO加盟国民（以下、WTO所有者という）である特許に関して第45条に基づいて行われる申請の場合、適切な理由は、次のとおりである。

- (a) 特許発明が製品であり、ジャマイカにおける当該製品に対する需要が、合理的な条件で満たされていないこと
- (b) 特許の所有者が合理的な条件でライセンスを付与することを拒絶したことを理由として、
 - (i) 関係する特許が付与された発明に対して相当の経済的重要性を有する技術的進歩を有する他の特許発明のジャマイカにおける実施が妨げられ、若しくは阻まれること、又は
 - (ii) ジャマイカにおける商業的又は工業的活動の確立又は発展が不当に害されること
- (c) 特許の所有者が
 - (i) 特許に基づくライセンスの付与
 - (ii) 特許製品の処分又は使用
 - (iii) 特許方法の使用、又は
 - (iv) 特許により保護されていない材料の製造、使用又は処分に対して課した条件を理由として、ジャマイカにおける商業的又は工業的活動の確立又は発展が不当に害されること

(2) 所有者がWTO所有者である特許に関しては、次の場合を除き、第45条に基づく命令を下してはならない。

- (a) 申請人が合理的な商業上の条件で所有者からライセンスを取得するために努力を行っており、かつ、
- (b) 申請人の努力が90日以内に成功しなかった場合

(3) 特許発明が半導体技術の分野の発明である場合は、次の場合を除き、命令を下してはならない。

(a) 特許発明の実施が公的な非商業的用途のためにのみ許諾される場合、又は

(b) 特許の所有者又は所有者のライセンシーによる特許発明の実施方法が反競争的であると裁判所が判断した場合

(4) 他の発明の特許の所有者が合理的な条件で当該他の発明の特許に基づくライセンスを特許の所有者及びそのライセンシーに付与することができ、かつ、その意思を有することに裁判所が納得しない限り、特許に関して本条(1)(b)(i)記載の理由により第45条に基づく命令を下してはならない。

(5) 本条(1)(b)(i)に記載の理由により第45条に基づく命令に従って付与されるライセンスは、他の発明の特許も譲渡される者に対する場合を除き、譲渡してはならない。

(6) 所有者がWTO加盟国民である特許に関して第45条に基づく命令に従って付与されるライセンスは、

(a) 排他的であってはならず、

(b) 特許発明の実施を享受する企業の部分又は企業の当該部分に属する営業権の部分も譲渡される者に対する場合を除き、譲渡してはならず、

(c) 主としてジャマイカの市場への供給のためのものでなければならず、

(d) ライセンスの経済的価値を考慮して、特許の所有者に対し、事件の状況において適切な報酬を受ける権原を与える条件を含めなければならず、かつ、

(e) 範囲及び存続期間については、ライセンスが付与された目的に限定されるものとする。

第47条 強制ライセンス—所有者がWTO加盟国民以外の場合

(1) 所有者がWTO所有者以外である特許に関して第45条に基づいて行われる申請の場合、適切な理由は、次のとおりである。

(a) 特許発明をジャマイカにおいて商業的に実施することが可能である場合において、当該発明が実施されていないこと又は合理的に実行可能である最大限の程度までそのように実施されていないこと

(b) 特許発明が製品である場合は、ジャマイカにおける当該製品に対する需要が、

(i) 合理的な条件で満たされていないこと、又は

(ii) WTO加盟国でない国からの輸入により実質的な程度まで満たされていること

(c) 特許発明をジャマイカにおいて商業的に実施することが可能である場合において、当該発明が実施されることが、次のことにより妨げられている又は阻まれていること

(i) 発明が製品である場合は、WTO加盟国でない国からの当該製品の輸入

(ii) 発明が方法である場合は、当該方法によって直接得られた又は当該方法が適用された製品の輸入

(d) 特許の所有者が合理的な条件でライセンスを付与することを拒絶したことを理由として、

(i) ジャマイカにおいて製造された特許製品の輸出市場に供給されていないこと

- (ii) 当該技術に実質的に寄与する他の特許発明のジャマイカにおける実施又は効率的な実施が妨げられ若しくは阻まれること、又は
 - (iii) ジャマイカにおける商業的若しくは工業的活動の確立又は発展が不当に害されること
- (e) 特許の所有者が特許に基づくライセンスの付与又は特許製品の処分若しくは使用又は特許方法の使用に対して課した条件を理由として、特許により保護されていない材料の製造、使用若しくは処分又はジャマイカにおける商業的若しくは工業的活動の確立又は発展が不当に害されること

(2)

- (a) 特許発明がジャマイカにおいて商業的に実施されていない又は合理的に実行可能である最大限の程度までそのように実施されていないとの理由により、本条に基づいて申請が行われ、かつ、
- (b) 特許付与の通知が公告されてから経過した期間が、何らかの理由のために、発明がそのように実施されることを可能にするのに不十分であったと裁判所が思料する場合は、裁判所は、命令により、裁判所の見解において、発明がそのように実施されるのに十分な時間を与える期間、当該申請を中断することができる。

(3) 本条(1)(d)(i)に記載の理由により第45条に基づいて付与されるライセンスには、関係する製品をライセンシーが処分し、又は使用することができる国を制限するために便宜であると裁判所が思料する規定を含めなければならない。

(4) 他の発明の特許の所有者が合理的な条件で当該他の発明の特許に基づくライセンスを特許の所有者及びそのライセンシーに付与することができ、かつ、その意思を有することに裁判所が納得しない限り、特許に関して本条(1)(d)(ii)に記載の理由により第45条に基づく命令を下してはならない。

第48条 ライセンスに関する補足規定

(1) 特許に関して第45条に基づいて行われた申請に基づき、特許により保護されていない材料の製造、使用又は処分について、所有者が

- (a) 特許に基づくライセンスの付与
- (b) 特許製品の処分若しくは使用、又は
- (c) 特許方法の使用

に対して課した条件を理由として不当に害されることに裁判所が納得する場合、裁判所は、同条の規定に従い、申請人及び申請人の顧客のうち裁判所が適切と考える者への特許に基づくライセンスの付与を命令することができる。

(2) 特許に基づくライセンスを所有する者が第45条に基づいて申請を行った場合は、裁判所は、既存のライセンスを取り消し、新たなライセンスを付与すること又は既存のライセンスを修正することができる。

第49条 強制ライセンスの申請に対して行使する権限

- (1) 所有者がWTO所有者でない特許に関する第45条に基づく強制ライセンスを申請する場合、裁判所が有する権限は、次の一般的な目的、すなわち、
- (a) ジャマイカにおいて商業的規模で実施することができ、かつ、公共の利益のために、実施すべきである発明が、不当な遅延なしに合理的に実行可能である最大限の程度までジャマイカにおいて実施されること
 - (b) 発明者又は特許を受ける権原を有するその他の受益者が、発明の性質及びその他の関係状況を考慮して、合理的な報酬を受領すること
 - (c) 特許の保護に基づいてジャマイカにおいて発明を現に実施し、又は開発する者の利益が不当に害されないこと
- を確保するために行使するものとする。

- (2) 本条(1)に従い、裁判所は、第45条に基づく強制ライセンスの申請に関して命令を下すべきか否かを判断する際に、次の事項、すなわち、
- (a) 発明の性質、特許の付与が公告されてから経過した期間及び発明を十分に活用するために特許の所有者又はライセンシーが既にとった措置
 - (b) 命令に基づいてライセンスが付与される者の、公共の利益のために発明を実施する能力、及び
 - (c) 命令の申請が認められた場合に、資本の提供及び発明の実施に際してライセンスが付与される者が負うべきリスク
- を考慮するものとするが、申請を行った後に発生した事項を考慮することは要求されない。

第50条 強制ライセンスに対しての裁判所への異議申立

- (1) 関係する特許の所有者又はその他の者であって、第45条に基づく申請に対して異議を申し立てようとする者は、当該申請に対して異議を申し立てるのに適切な裁判所書類を提出することにより、これを行うことができ、裁判所は、第45条に基づく申請を認めるべきか否かを決定する際に、当該異議申立を考慮することができる。

- (2) 所有者がWTO所有者である特許に関して第45条に基づいて又は本条(1)に基づく申請に従って命令が下された場合は、
- (a) 所有者又はその他の者は、命令を下すに至った状況が存在しなくなり、かつ、再発する虞がないとの理由により、当該命令の取消を裁判所に申請することができ、
 - (b) 前記(a)に基づく取消申請に対して異議を申し立てる者は、当該申請に対して異議申立のための適切な裁判所書類を提出することにより、当該異議を申し立てることができ、
 - (c) 裁判所は、当該申請を認めるべきか否かを決定する際、異議申立において裁判所に提出された書類を考慮するものとする。

- (3) 前記(a)に基づく取消申請に基づき、命令を下すに至った状況が存在しなくなり、かつ、再発する虞がないと裁判所が思料する場合、裁判所は、
- (a) 当該命令を取り消すことができ、

(b) 当該命令に従って、ある者に付与されたライセンスを、当該者の正当な利益を保護するために裁判所が必要と考える条件に従うことを条件に、終了させることができる。

(4) (a) 第45条に基づく強制ライセンスの申請に従って裁判所により下された命令

(b) 本条に基づいて裁判所により下された取消、又は

(c) 当該取消命令を下すことについての裁判所による拒絶

に対して上訴が提起された場合、法務長官又は法務長官が任命するその他の顧問は、出頭し、聴聞を受ける権原を有する。

第51条 ジャマイカで実施された特許発明に関する特別規定

(1) 裁判所は、発明が、命令に関係する関係国にて商業的に実施されており、かつ、当該実施から得られる特許製品に対するジャマイカにおける需要が、当該国からの輸入により満たされている場合、第45条に基づく強制ライセンスの申請に従って特許に関して(公共の利益のため以外に)命令を下すことはできない。

(2) 本条(1)において、「関係国」とは、WTO加盟国以外の国であって、その法律が、ジャマイカにおける発明の実施及びジャマイカからの輸入を、命令が(本条(1)に基づいて行われた場合)当該国における発明の実施及び当該国からの輸入の取り扱いと同様の方法により取り扱うことを規定する国を意味する。

第VII編 政府による特許発明の実施

第52条 政府の業務における発明の実施

(1) 第54条及び第57条並びにそれに関する規則に従うことを条件として、ただし、本法の他の規定に拘らず、政府又は政府から書面により授権された者(以下「授権された者」という)は、第53条に基づく命令に従い、本条(2)に定める発明を政府の業務のために実施することができる。

(2) 本条(1)は、次に該当する発明に適用される。

(a) 特許発明であること、及び

(b) 大臣の見解において、国家安全保障、国民の健康、国民の栄養又はその他の社会の重要分野の発展を含め、公共の利益のために必要であること

(3) 本条(1)に基づき実施される如何なる事項も、関係する特許の侵害とはならない。

(4) 本条及び第57条の適用上、

(a) ジャマイカ以外の国の政府に当該国の防衛に必要とされる物品を供給するための発明の使用は、政府の業務のための発明の実施であるとみなされ、

(b) 特許発明を販売する政府又は授権された者の権限は、集積回路に関する特許の場合、当該発明を公衆に販売することには及ばない。

(5) 本条により与えられる発明を実施する権利は、当該実施の前に、予定される雇用者が合理的な商業上の条件で権利所有者から許諾を取得するために努力を行っており、かつ、当該努力が90日の期間内に成功しなかった場合に限り、許可することができる。

(6) 国家緊急事態若しくはその他の極度の緊急状況の場合又は公的な非商業的用途の場合、当事者は、本条(5)に基づく許諾を得るための努力義務を免除することができる。

(7) 本条により与えられた権限を行使して販売された物品の購入者及び購入者を通じて権利主張する者は、政府の代理として特許が所有されていた場合と同一の方法により当該物品を取り扱う権原を有する。

第53条 大臣が認可し得る政府のための発明の実施

(1) 大臣は、官報において公告される命令により、発明の第52条(2)に従う実施を認めることができる。

(2) 大臣が本条(1)に基づいて命令を下した場合は、当該実施は、本編の適用上、政府の業務のための実施であるとみなされる。

第54条 特許に関する命令を大臣は通知しなければならない

第53条(1)に基づいて命令が下された場合、大臣は、当該命令が下された旨を実行可能な限り速やかに当該特許の正当な所有者に伝達するために、大臣は最善の努力を払うものとする。

第55条 政府に関する第三者の権利

(1) 政府による第53条(1)に基づく命令に従って実施されている発明に関して、指定日の前後を問わず、特許権者又は特許権者に権原を与えた者と政府以外の者との間で行われたライセンス、譲渡又は合意の規定は、当該規定が次に該当する限りにおいて、効力を有さない。

(a) 発明又はそれに関するひな形、書類若しくは情報の使用を制限し、又は規制すること、又は

(b) 当該実施に関して又はそれを参照して算定された支払を行うことを規定すること

(2) 本条(1)に定める実施に関連するひな形、書類又は情報の複製又は公開は、同項に定めるひな形、書類又は情報に存在する著作権又は登録意匠権の侵害とはみなされない。

(3) 特許権者又は特許に利害関係を有するその他の者は、本条(4)に記載された理由の何れかにより、第53条(1)に基づく命令の変更又は取消を大臣に申請することができ、申請人は、当該事項に関して聴聞を受ける権利を有する。

(4) 本条(3)記載の理由は、次のとおりである。

(a) 政府の業務における発明の実施が公共の利益のため、もはや必要でなく、かつ、当該実施が必要となった状況が再発する虞がないこと、又は

(b) 命令の条件が遵守されていないこと

(5) 大臣は、申請に関する大臣の決定を申請人に書面により通知し、申請が拒絶される場合は、その理由を提示する。

第56条 政府による実施に関する紛争の照会

(1)

(a) 政府又は授権された者による第52条により与えられた権限の行使、又は

(b) 同条に基づく政府の業務のための発明の使用に係る条件

に関する紛争について、紛争の何れかの当事者が、裁判所規則により規定される方法により、裁判所に付託することができる。

(2) 政府又は授権された者が当事者である本条に基づく訴訟手続において、当該当事者は、

(a) 特許権者が訴訟手続の当事者である場合は、第59条に基づいて特許を取り消すことができる理由により、特許の取消を申請することができ、

(b) 何れの場合も、特許の取消を申請することなく、特許の有効性を争点とすることができる。

(3) 本条に基づいて裁判所に付託された紛争に判断を下す際、裁判所は、次の事項を考慮することができる。

(a) 特許権者が当該発明に関して政府又は授権された者から直接又は間接に受領し、又は受領する権原を有し得る利益又は補償金、及び

(b) 特許発明の性質及びその他の関係状況を考慮して、特許権者が合理的な報酬を受領することを確保する必要性

第57条 特許権者の補償を受ける権利

- (1) 第52条に基づいて発明が政府の業務のために実施される場合、政府は、
 - (a) 合意される補償金又は合意された方法により判断された補償金を特許の所有者に支払い、又は
 - (b) 前記(a)に定める合意がない場合は、何れかの当事者の申請に基づき、第56条に基づく裁判所への付託により判断される補償金を支払うものとする。

- (2) 補償金を判断するときは、裁判所は、発明の実施について、発明又は特許に利害関係を有する者が直接又は間接に受領した政府からの補償金を考慮することができる。

第VIII編 特許の取消及び放棄

第58条 登録官による取消

- (1) 特許の付与後12月以内はいつでも、利害関係人は、第1附則に様式9として定める様式により、第2附則A部に規定する手数料を納付したとき、第59条に記載された理由の何れか1又は複数により、特許の取消を登録官に申し立てることができる。
- (2) 本条に基づいて申立が行われた場合、申立人は、申立を提出した後14日以内に特許権者に通知しなければならない。登録官は、事件に決定を下す前に、特許権者に対し、聴聞を受ける機会を与えるものとする。
- (3) 登録官は、本条に基づく申立に関して、登録官が定める方法で、審査官と協議することができる。
- (4) 本条に基づく申立に基づき、第59条に記載された理由の何れかが立証されることに登録官が納得する場合、登録官は、本条(5)に従うことを条件に、命令により、当該命令において指定された日から、特許を無条件で取り消すことを指示することができる。ただし、登録官が指定する期間内に、明細書が登録官の納得するように訂正された場合はこの限りでない。
- (5) 本条に基づく登録官の決定に対しては、裁判所への上訴が可能である。

第59条 登録官による取消の根拠

- (1) 本法の規定に従うことを条件に、登録官は、第58条に従う利害関係人の申立に基づき、次の何れかの理由により、特許を取り消すことができる。
 - (a) 特許が本法の規定に基づいて特許を出願する権原を有さない者の出願に基づき付与された場合
 - (b) 特許が第58条(1)に基づく申立を登録官に行った者又は何人か若しくはその者を通じて主張する者の権利を侵害して取得された場合
 - (c) 発明が第4条によって特許を受けることができなかつた場合
 - (d) 明細書が、発明を、当該技術の熟練者が発明を実施するのに十分に明確かつ完全である方法により説明していない場合
 - (e) 明細書のクレームの範囲が、十分かつ明確に定義されていないか又は明細書に開示された事項に基づいていない場合
 - (f) 特許が虚偽の情報又は虚偽の表示に基づき付与された場合、又は
 - (g) 特許が法律に反して付与された場合
- (2) 本条(1)(e)又は(f)の適用上、発明の秘密を利用することは考慮されない。
- (3) 特許を取り消すことができる各理由は、特許の侵害に係る訴訟手続における防御の理由として利用可能である。

第60条 放棄の手続

- (1) 特許権者は、いつでも、登録官への書面による通知により、特許の放棄を申し出ることができる。

- (2) 本条(1)に基づく申出を受領したとき、登録官は、利害関係人が放棄に対する異議申立書を登録官に送付することができる所定の期間を示して、当該申出が受領された事実を所定の方法により告示する。
- (3) 登録官による放棄の告示に係る手数料は、第2附則A部に規定する手数料である。
- (4) 利害関係人は、告示の公告から14日以内に、第2附則A部に規定する手数料を添えて、第1附則の様式5として定める様式により、放棄に対する異議申立書を登録官に提出することができる。この場合、登録官は、異議申立を特許権者に通知するものとする。
- (5) 特許権者及び異議申立人(聴聞を受けることを希望する場合)を聴聞した後に、特許を適切に放棄することができることに登録官が納得する場合は、登録官は、申出を受理することができる。特許は、登録官が申出を受理した日から効力を失う。
- (6) 本条に基づく登録官の決定に対しては、裁判所への上訴が可能である。

第61条 取消又は放棄の記録

登録官は、本編に基づく特許の取消又は放棄の詳細を特許登録簿に記入するものとする。

第IX編 特許の侵害

特許の侵害

第62条 特許侵害を構成する行為

(1) 第63条に従うことを条件に、特許が効力を有する間に、特許の所有者の同意を得ずに、ジャマイカにおいて発明に関する次の何れかの行為を実施又は実施許諾する者は、発明特許を侵害したとみなす。

- (a) 発明が製品である場合、当該製品を製造し、処分し、処分の申出をし、使用し、若しくは輸入すること又は処分若しくはその他のためであるかを問わず当該製品を所持すること。
- (b) 発明が方法である場合、
 - (i) ジャマイカにおいて当該方法を使用又は使用の申出をすること。ただし、所有者の同意を得ない当該使用が特許の侵害となることを同人が知っており、又はそれが当該状況において通常人にとって自明であることを条件とする。
 - (ii) 当該方法によって直接得られた製品を処分し、処分の申出をし、使用し、若しくは輸入すること又は処分若しくはその他のためであるかを問わず当該製品を所持すること。

(2) 第64条に従うことを条件に、ジャマイカにおいて、特許が効力を有する間に、特許の所有者の同意を得ずに、ライセンシー又は発明を実施する権原を有するその他の者以外の者に、ジャマイカにおける発明を実施する目的で、発明の本質的要素に関する手段の何れかを提供若しくは提供の申出をし、又は当該提供若しくは当該提供の申出を許諾する者もまた、特許侵害とみなす。ただし、当該手段がジャマイカにおける当該発明を実施するのに適しており、かつ、実施を意図していることを

- (a) 同人が知っている、又は
- (b) 当該状況から見て、合理的な人にとって明らかであることを条件とする。

(3) 本条(2)は、一般的市販品の提供又は申出には適用されない。ただし、当該提供又は当該申出が、提供を受けた者又は場合により申出を受けた者が、本条(1)によって特許侵害を構成する行為を誘引する目的で行われる場合はこの限りでない。

第63条 国際消尽

特許登録により与えられる権利は、特許の所有者により又は所有者の同意を得て、何れかの国の市場において実施された発明に関する行為には及ばない。

第64条 侵害の例外

- (1) 次の行為は、特許の侵害を構成しない。
 - (a) 特許が期間満了した後の医薬品又は治療用製品の市場への導入を見越して、特許の期間満了前にジャマイカ又は外国において必要な規制当局の承認を取得する目的で医療又は治療用途を意図した発明の実施を許可する行為

- (b) 私的にかつ非商業的である目的で行われる行為
- (c) 発明を試験又は改良するためなど、非商業的目的のための発明に関する実験である行為
- (d) 発明の主題に関する実験，教育又は研究の目的とする行為
- (e) 登録医師若しくは登録歯科医師が出した処方箋に従い，薬局で個人用医薬の薬局を即座に調合する行為又はそのように調合された医薬を取り扱う行為
- (f) 関係船舶がジャマイカの内水又は領海に一時的に又は偶発的に入った場合，専ら当該船舶の必要のために，製品又は方法を当該船舶の本体又はその機械，船具，装置若しくはその他の附属物において使用する行為
- (g) ジャマイカ(その上の空域若しくはその領海を含む)に一時的に若しくは偶発的に入り，若しくは通過している航空機若しくは船舶の本体若しくは操作における製品若しくは方法の使用又は当該航空機若しくは船舶の附属物の使用からなる行為
- (h) ジャマイカに適法に入り，若しくは適法に通過している免除航空機の使用又は当該航空機の部品若しくは附属物のジャマイカへの輸入若しくはジャマイカにおける使用若しくは保管からなる行為，又は
- (i) 他国からの特許製品の輸入及び再販売を構成する行為であって，当該製品が所有者により又は所有者の同意を得て所要の合法的方法により市場に提供された場合

(2) 第62条(2)の適用上，発明に関する行為であって，本条(1)(b)，(c)，(d)又は(e)によってのみ発明の特許の侵害を構成しないことになるものを行う者は，発明を実施する権原を有する者として取り扱われぬ。ただし，

- (a) 第62条(2)における発明を実施する権原を有する者への言及は，第52条に基づいて権原を有する者への言及を含み，
- (b) 本条に基づいて侵害を構成することなく発明に関する行為を行う権原を有する者は，当該行為に関する限り，発明を実施する権原を有する者として取り扱われる。

(3) 本条において，

「免除航空機」とは，民間航空法第18条が適用される航空機を意味する。

「登録歯科医師」とは，歯科医療法に基づいて登録された歯科医師を意味する。

「登録医師」とは，医療法に基づいて登録された医師を意味する。

「関係航空機又は船舶」とは，ジャマイカ以外のパリ条約の締約国において登録された又は当該国に属する航空機又は船舶を意味する。

「関係船舶」とは，ジャマイカ以外のパリ条約の締約国において登録された又は当該国に属する船舶を意味する。

侵害訴訟手続

第65条 訴訟を提起する権利

(1) 本条及び第67条の規定に従うことを条件に，特許権者は，特許を侵害すると主張される行為に関して訴訟手続を提起することができ，(裁判所の他の管轄権を害することなく)次の何れか1又は複数を請求することができる。

- (a) 被告による侵害行為を禁止する差止命令
- (b) 侵害に関する損害賠償

- (c) 侵害から得られた利益の計算
 - (d) 特許が侵害される特許製品又は当該製品が分離不能な状態で含まれている物品の引渡又は廃棄の命令
 - (e) 特許が有効であり、かつ、被告により侵害された旨の宣言
- (2) 裁判所は、本条(1)に基づいて行われ、認められた請求に関して、損害賠償及び利益計算の双方を特許の所有者に裁定してはならない。

第66条 立証責任

- (1) 方法に関する特許の侵害に係る訴訟手続の目的で、製品が当該方法により製造されなかったことを立証する責任は、次の場合、被告側にある。
- (a) 製品が新規である場合、又は
 - (b) 製品が当該方法により製造された実質的な可能性が存在し、かつ、特許の所有者が、合理的な努力によって、実際に使用された方法を判断することができなかった場合
- (2) 本編に基づく訴訟手続において、裁判所は、被告の製造上及び営業上の秘密の非開示に係る被告の正当な利益を考慮するものとする。

第67条 共同所有者による侵害訴訟

- (1) 第62条は、同条における特許の所有者への言及が、次のとおりであるものとして、2以上の共同所有者を有する特許に関して適用される。
- (a) 何らかの行為に関しては、第38条又は同条記載の合意によって、侵害となることなく当該行為を行う権原を有する当該所有者への言及、及び
 - (b) 何らかの同意に関しては、第38条又は当該合意によって、必要な同意を与えるのに適切な者への言及
- (2) 本条(3)に従うことを条件に、特許の2以上の共同所有者の1は、他の共同所有者の同意を得ずに、主張される侵害に関して訴訟手続を提起することができるのは、他の共同所有者が訴訟当事者となる場合に限る。
- (3) 所有者は、侵害訴訟手続において被告とされた場合、費用を負担する義務を負わない。ただし、所有者が出廷し、又は送達受領書を提出し、訴訟手続に参加する場合はこの限りでない。

第68条 排他的ライセンシーによる侵害訴訟

- (1) 本条の規定に従うことを条件に、特許に基づく排他的ライセンスの所有者は、特許の所有者と同一の、ライセンス日後に侵された特許侵害に関して訴訟手続を提起する権利を有し、侵害に関する本法の規定における特許の所有者への他の言及は、相応に解釈される。
- (2) 当該訴訟手続において損害賠償を裁定し、又はその他の救済を付与する際、裁判所は、侵害の結果として排他的ライセンシーが被った又は被る虞がある損失を考慮するものとする。

(3) 本条に基づいて排他的ライセンシーが起こした訴訟手続において、特許の所有者は、訴訟手続の当事者とされるが、所有者が被告とされた場合、所有者は、費用を負担する義務を負わない。ただし、所有者が出廷し、又は送達受領書を提出し、訴訟手続に参加する場合はこの限りでない。

第69条 侵害に対する損害賠償等の制限

(1) 本条の規定に従うことを条件に、特許侵害に係る訴訟手続において、当該侵害の日時点で、被告が特許の存在を知らなかったこと、又は特許の存在を信じる合理的な理由がなかったことを被告が証明した場合は、

- (a) 損害賠償を裁定することはできず、
- (b) 利益計算の命令を下すことはできない。

(2) 本条(1)の適用上、何人も、製品に「特許」若しくは「特許取得済」という語又は当該製品について特許が取得されていることを明示若しくは黙示する何らかの語が付されていることのみを理由として、そのことを知り、又は信じる合理的な理由を有していたとはみなされない。ただし、当該語に特許番号が添えられている場合はこの限りでない。

(3) 本法の規定の何れかに基づいて特許明細書の訂正が認められた場合は、当該訂正を認める前に侵された特許侵害に係る訴訟手続において、損害賠償を裁定してはならない。ただし、公開時の特許明細書が誠実に、かつ、合理的な技能及び知識をもって作成されたことに裁判所が納得する場合はこの限りでない。

第70条 優先日又は出願日前に開始された実施

(1) 発明について特許が付与された場合は、ジャマイカにおいて、発明の出願日又は優先日(場合により)前に、

- (a) 特許が効力を有していたならば特許の侵害を構成する筈の行為を善意で行った者、又は
 - (b) 当該行為を行うために有効かつ真摯な準備を善意で行った者は、
- 特許の付与に拘らず、当該行為を引き続き行い、又は場合により、当該行為を行う権利を有する。ただし、当該権利は、当該行為を行うライセンスを他の者に付与するには及ばない。

(2) 事業の過程で当該行為が行われ、又は当該準備が行われた場合は、本条(1)により与えられる権利を受ける権原を有する者は、

- (a) その時の当該事業におけるその者のパートナーの何れかが当該行為を行うことを許諾することができる、
- (b) 当該行為が行われた又は当該準備が行われた事業の当該部分を取得する者に当該権利を譲渡し、又は死亡時(若しくは法人の場合は、その解散時)に遺贈することができる。

(3) 製品が本条(1)又は(2)により与えられた権利を行使して他の者に処分された場合、当該他の者及び当該他の者を通じて権利主張する者は、当該製品を特許の所有者により処分された場合と同一の方法により取り扱うことができる。

第71条 部分的に有効な特許の侵害に対する救済

(1) 特許の侵害に係る訴訟手続において、特許の有効性が争点とされ、かつ、当該特許が一部のみ有効であると認定された場合は、裁判所は、本条(2)に従うことを条件に、有効であると認定された特許の当該部分の侵害に関して救済を付与することができる。

(2) 特許明細書が誠実に、かつ、合理的な技能及び知識をもって作成されたことを原告が証明しない限り、損害賠償又は費用の形態による本条(1)に基づく救済を付与してはならず、その場合、裁判所は、費用及び損害賠償の起算日に関して裁判所の裁量に従うことを条件に、有効である特許の当該部分に関して救済を付与することができる。

(3) 本条に基づく救済の条件として、裁判所は、第18条に基づいて当該目的のために行われた申請に基づき、特許明細書を裁判所が納得できる訂正を行うべきであると指示することができ、訴訟手続における他のすべての争点が判断されたか否かを問わず、当該申請を行うことができる。

第72条 侵害訴訟における未登録取引等

(1) 本条(2)は、特許に係る権利が譲渡され、ライセンス許諾され、又は移転された取引、証書又は事件に関して、ある者が特許の所有者若しくは所有者の1又は排他的ライセンシーになり、その後、特許が侵害された場合に適用される。

(2) 裁判所は、取引、証書又は事件が登録される前に行われた侵害に関して、本条(1)に規定する者に費用を裁定し、又はその者に計算された利益を与えることを命令してはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- (a) 取引、証書又は事件の日から始まる6月の期間内にそれが登録された場合、又は
- (b) 当該期間の終了前に当該登録を行うことが実行可能でなかったこと及びその後実行可能な限り速やかに登録が行われたことを裁判所が納得する場合

第73条 特許出願公開後の権利侵害

(1) 本条(3)に従うことを条件に、発明の特許出願人は、出願の公開日から特許の付与日まで、特許が出願の公開日に付与されていたならば出願人が有していたであろう権利と同一の、特許を侵害したであろう行為に関して損害賠償を求める訴訟手続を裁判所において提起する権利を有する。

(2) 本条(3)に従うことを条件に、

- (a) 第62条、第63条、第64条、第65条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条及び第72条における特許及び特許の所有者への言及は、それぞれ、特許出願及び出願人への言及を含むものと解釈され、
- (b) 特許が効力を有すること、付与されること、有効であること又は存在することへの言及は、相応に解釈される。

(3) 出願人は、次の場合に限り、何らかの行為に関して、本条によって訴訟手続を提起する権原を有する。

(a) 特許が付与された後で、かつ、

(b) 当該行為が、特許が出願の公開日に付与されていたならば、特許のみならず、庁が出願の公開の準備を行う直前に出願に含まれていた形態によるクレーム(説明及び説明又はクレームにおいて言及される図面により解釈される)をも侵害した筈である場合

第74条 有効性の証明

(1) 裁判所における訴訟手続において、何らかの程度まで特許の有効性が争われ、かつ、当該特許が全部又は一部有効であると裁判所が認定した場合、裁判所は、特許の有効性及び特許の有効性がそのように争われたという事実を証明する命令を出すことができる。

(2) 本条に基づいて特許の有効性を証明する命令が出された場合、当事者が、

(a) 当該特許の侵害又は取消に係る裁判所においてその後の訴訟手続をしているとき、かつ、

(b) 本条(1)に定める訴訟手続において前記の認定された特許の有効性に依拠しているとき、

裁判所が別段の指示をしない限り、当該当事者に有利な最終判決が下されるならば、当該当事者とその弁護士との間の費用を請求する権原を有する。

第X編 実用新案

第75条 実用新案出願

登録官に行われる発明に関する実用新案の登録出願は、第2附則A部に規定する手数料を納付し、第1附則に様式10に定める様式によるものとする。

第76条 実用新案出願の特許出願への変更

- (1) 特許の付与又は拒絶の前はいつでも、出願人は、第2附則A部に規定する手数料を納付し第1附則に様式11として定める様式により、出願の実用新案出願への変更を登録官に申請することができ、当該出願には、最初の出願の出願日が付与される。
- (2) 実用新案の付与又は拒絶の前はいつでも、出願人は、出願の特許出願への変更を登録官に申請することができ、当該出願には、最初の出願の出願日が付与される。
- (3) 本条(2)に基づいて行われる申請は、第2附則A部に規定する手数料を納付して第1附則に様式11として定める様式によるものとする。
- (4) 本条(1)又は(2)に基づく最初の出願は、2回以上変更することはできない。

第77条 特許規定の実用新案への適用

本編に別段の規定がある場合を除き、特許及び特許出願に関する本法の規定は、必要な修正を加えて、実用新案及びそれに関する出願に適用される。

第78条 実用新案に関する特別規定

- (1) 発明は、新規であり、かつ、産業上の利用可能性がある場合、実用新案を受ける権原を有する。
- (2) 第4条、第6条、第20条、第24条及び第25条並びに第IV編は、実用新案には適用されない。

第79条 実用新案の存続期間

実用新案は、出願日後10年目の終了時に期間満了し、更新することはできない。

第80条 実用新案の取消事由

実用新案の取消の請求は、第1附則に様式9として定める様式により、第2附則A部に規定する手数料を納付して、次の理由によつてのみ、登録官に行うことができる。

- (a) クレームされた発明が本編に基づいて実用新案を受ける権原を有さなかったこと、又は
- (b) 第59条(a), (b), (d), (e), (f)又は(g)にある理由

第XI編 登録意匠のための意匠出願

第81条 本編の定義

本編において、

「共通規則」とは、ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則であって、最後に改定されたものを意味する。

「意匠」とは、

(a) 線又は色彩の組合せ、又は

(b) 立体的形態(線又は色彩を伴うか否かを問わない)

であって、工業又は手工業の物品に特別な外観を与え、かつ、工業又は手工業の物品の型として役立つものを意味する。

意匠に関して「創作者」とは、意匠を創作した者を意味し、コンピュータにより生成された意匠に関しては、創作した者又はその創作を委託した者を意味する。

「国際出願」とは、国際登録出願を意味する。

「国際登録」とは、1999年改正協定に従って行われる意匠の国際登録を意味する。

「ロカルノ協定」とは、1968年10月8日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定める協定を意味する。

第82条 本編の適用

意匠の保護は、外観の任意の特徴に関して自由度を残さない限り、技術的又は機能的な結果を得ることのみに役立つ意匠の如何なる要素にも適用されない。

第83条 登録可能な意匠

(1) 意匠は、新規であり、独自性を有し、かつ、公序良俗に反するものでない場合、登録することができる。

(2) 意匠が、本法に基づく登録出願の出願日前又は当該意匠について適切に主張された優先日前に、当該意匠が何れの場所でも何れの時点でも(説明、使用若しくはその他の方法により)公衆の実施に供されていない場合又はジャマイカにおいて当該意匠が先に開示されていない場合は、新規である。

(3) 本条(2)に規定する該日前に行われた本条(2)に規定する開示は、当該開示が当該日直前の12月の期間内に行われ、かつ、次のことに起因していたか又はその結果として行われた場合、考慮されない。

(a) 当該開示事項を不法に又は何人かが創作者若しくは創作者により当該開示事項を秘密に創作可能とされたその他の者から取得したこと

- (b) 創作者又は創作者から当該開示事項を創作可能とされた若しくは当該開示事項を取得したその他の者から当該開示事項を秘密に取得した者による秘密漏洩、又は
- (c) 創作者が地方、地域又は国際博覧会で意匠を展示し、出願人が、
 - (i) 出願時に、意匠がそのように展示された旨を陳述し、かつ、
 - (ii) 所定の期間内に、所定の条件を遵守した当該陳述を裏付ける書面による証拠を提出した場合

(4) 本条(3)(c)(i)及び(ii)は、国際出願には適用されない。

(5) 意匠が、当該意匠の情報に通じた使用者に与える全体的印象と、当該意匠の登録出願が提出された又は提出されたものとして取り扱われる日前に、公衆の実施に供された意匠が情報に通じた使用者に与える全体的印象とが異なる場合は、独自性を有する。

(6) 意匠が独自性を有する程度を判断する際は、創作者の当該意匠を創作する際の自由度が考慮される。

(7) 意匠は、次のものの創作を伴う場合は、本法に基づいて登録を受けることができない。

- (a) ジャマイカの国章、ジャマイカの国旗、ジャマイカの紋章、公の記号若しくは印章又はその他の国家の標章若しくは記章などであって、その紋章学的要素が、登録官の見解において、当該旗章、紋章又はその他の記章、記号若しくは印章を模倣するものの表示。ただし、ジャマイカ政府から同意を得た場合はこの限りでない。
- (b) ジャマイカの国名又はその略称若しくは同音異義語、ジャマイカの地図又はジャマイカの国色。ただし、当該使用が、意匠が適用される物品の出所、性質又は品質とジャマイカとの間の関連性の存在に関して公衆を誤認させる虞がないことに登録官が納得する場合はこの限りでない。
- (c) 他国の名称又はその略称若しくは同音異義語。ただし、当該使用が、意匠が適用される物品の出所、性質又は品質と関係国との間の関連性の存在に関して公衆を誤認させる虞がないことに登録官が納得する場合はこの限りでない。
- (d) 条約国の旗章、紋章又はその他の国の記章、公の記号若しくは印章などであって、その紋章学的要素が、登録官の見解において、当該旗章、紋章又はその他の記章、記号若しくは印章を模倣するもの。ただし、当該国の権限のある当局の許諾を得た場合はこの限りでない。
- (e) 国際機関の記章、略称及び名称。ただし、当該機関から同意を得た場合はこの限りでない。
- (f) ジャマイカにおいて業として使用される未登録商標又はその他の標章。ただし、商標所有者から同意を得た場合はこの限りでない。
- (g) ジャマイカにおいて登録された商標。ただし、商標所有者から同意を得た場合はこの限りでない。
- (h) 著作物。ただし、著作権所有者から同意を得た場合はこの限りでない。
- (i) 個人の像又は肖像。ただし、当該個人から同意を得た場合はこの限りでない。

- (j) 先住民又は地域共同体の伝統的知識又は伝統的文化表現。ただし、関係共同体から許諾を得たとき、又は当該許諾を得ることが実行可能でない場合においては意匠が適用される物品の出所、性質又は品質と関係共同体との間の関連性の存在に関して当該使用が公衆を誤認させる虞がないことに登録官が納得するときはこの限りでない。

第84条 意匠登録の出願人

- (1) 意匠登録出願は、意匠の創作者又は(創作者が所有者でない場合は)所有者であると主張する者が、単独で又は他の者と共同して提出することができる。
- (2) 本条(1)に従うことを条件に、死亡の直前に、出願を行う権原を有していた死亡者の代理人又は代理人の譲受人は、出願を提出することができる。

第85条 意匠登録出願

(1) 本条(6)に従うことを条件に、意匠登録出願は、本条に従って、第1附則に様式12として定める様式により登録官に提出しなければならないが、第2附則A部に規定する手数料を納付しなければならない。

(2) 各出願には、

(a) 意匠登録の願書

(b) 意匠を具体化した物品の図面、写真又はその他の適切な図示的表示

(c) 意匠が使用される製品のロカルノ協定に基づく又はその他の方法で規定される分類及び種類の表示

を含めなければならないが、意匠が平面的又は立体的である場合、出願は、意匠を具体化した物品の見本を添付することができる。

(3) 出願にはまた、登録出願が審査されてその後受理された際、意匠の完全な公開を出願日から又は優先権が主張されている場合は優先日から12月以下の期間を繰り延べる旨の請求を、第2附則A部に規定する手数料を納付した上で、含めることができる。

(4) 本条(3)に基づいて公開の繰延の請求が行われた場合、登録官は、繰延の通知を公告し、当該通知には、出願人、出願日、繰延が請求された期間の長さ及び規定されるその他の詳細を特定する情報を含めなければならない。

ただし、意匠の表示又は出願に関するファイルは、公衆の閲覧に供されない。

(5) 繰延期間の満了時、公開の出願が審査されてその後受理された後に、出願人は、1月以内に第2附則A部に規定する公開手数料を納付しなければならないが、登録官は、出願を完全に公開するものとする。ただし、出願人が繰延期間の満了から1月以内に第90条(4)に従って公開手数料を納付しない場合、登録官は、出願を取り下げられたものとして取り扱うことができる。

(6) 庁に提出される国際出願は、共通規則に従って、共通規則に定める様式により登録官に提出しなければならないが、共通規則に規定する手数料及び第2附則A部に規定する送付手数料を

納付しなければならない。

(7) 国際出願は、複数の意匠(合計100以下)について行うことができる。ただし、当該出願において言及される意匠がロカルノ協定の同一分類に属することを条件とする。

(8) 同一の国際出願において言及される各意匠は、単一の物品に関するものであり、かつ、ロカルノ協定の単一の分類及び小類に属するものでなければならない。

第86条 ジャマイカを指定する国際登録の効果

(1) 国際登録は、出願日から、ジャマイカにおいて、本法に基づく意匠の保護の付与を求め正規に提出された出願と同一の効果を有する。

(2) 庁が1999年改正協定第12条に従って拒絶を国際事務局に連絡していない場合、国際登録は、国際登録の出願日から、本法に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有する。

(3) 庁が拒絶を国際事務局に連絡し、その後、当該拒絶を一部又は全部取り下げた場合、国際登録は、拒絶が取り下げられた範囲において、国際登録の出願日から、ジャマイカにおいて、本法に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有する。

第87条 意匠出願の取下

意匠の登録出願は、出願に判断が下される前であれば、書面による申請により取り下げることができる。

第88条 意匠の出願日

本条の規定に従うことを条件に、意匠登録出願の出願日は、出願が第2附則A部に規定する手数料を納付し、登録官に提出された最先の日とする。

第89条 意匠の優先権

(1) 本条(2)、(3)及び(4)に従うことを条件に、第12条及び第13条の規定は、必要な修正を加えて、本編に基づく出願に適用される。

(2) 先の出願日が国際出願の出願日の6月前より前である場合は、優先権主張を国際登録に含めてはならない。

(3) 第12条(4)の規定は、本編に基づく国際出願には適用されない。

(4) 第12条(10)及び第12条(11)の規定は、意匠登録出願には適用されない。

第90条 出願の審査及び公開

(1) 登録官は、本条(5)の規定に従い、出願日を割り当てた後に第2附則A部における所定の手数料が納付されたとき、出願が第83条及び第84条並びにそれに関して規定された規則の要件を満たすか否かを審査する。

- (2) 本条(1)に定める条件が満たされていることに登録官が納得しない場合、登録官は、出願人に対し、所定の期間内に第1附則の様式13に定める様式により第2附則A部に規定する手数料を納付し、行うべき必要な補正の申請を行うことを催告するものとし、補正が前記の如く行われな場合、出願は拒絶される。
- (3) 出願人は、意匠が登録される前はいつでも、出願の詳細を補正するために、本条(2)に基づいて申請を行うことができる。
- (4) 本条(1)に定める要件が満たされていることに登録官が納得する場合、登録官は、第2附則A部における所定の手数料が納付されたとき、出願を直ちに公開するものとする。ただし、出願人が繰延の請求を提出した場合はこの限りでなく、この場合、出願は、公開手数料が納付されたとき、繰延期間の満了時に公開される。
- (5) 庁は、本編に従って庁を通じて提出された国際出願を審査することなく、出願人による第2附則A部に規定する送付手数料の納付を受領してから1月以内に、国際出願を国際事務局に送付する。
- (6) 本編に基づく国際登録は、国際事務局により国際意匠公報において公表され、当該公表は、本編の適用上、十分な公開であるとみなされる。

第91条 登録出願公開後の権利侵害

(1) 本条(2)に従うことを条件に、出願が公開された後で、かつ、意匠が登録されるまで、出願人は、意匠が登録されていたならば出願人が有していた筈のものと同じの特権及び権利を有する。ただし、行為が行われた時点で当該意匠が有効に登録を受けることができなかつたことを被告が立証する場合は、出願の公開後に行われた行為に関して本法に基づいて提起された訴訟に対する有効な防御となる。

(2) 出願人は、意匠が登録された後に限り、本条(1)によって訴訟手続を提起する権原を有する。

第92条 出願に対する異議

(1) 利害関係人は、出願の公開日後2月以内に、次の理由により、意匠登録に対する異議申立書を登録官に提出することができる。

- (a) 第84条及び第85条並びにそれに関して規定された規則の要件の1又は複数満たされていないこと、又は
- (b) 出願人が意匠登録を受ける権利を有さないこと

(2) 本条(1)に基づいて提出される異議申立書は、第1附則の様式14として定める様式により、第2附則A部に規定する手数料を納付しなければならない。

(3) 本条(1)に基づいて異議申立書を提出する利害関係人は、その後14日以内に、異議申立書の写しを出願人に提供しなければならない。

第93条 意匠の登録

意匠登録に対して、

- (a) 出願の公開日後2月以内に異議が申し立てられなかった場合、又は
 - (b) 異議が申し立てられ、かつ、当該異議申立に出願人に有利な決定が下された場合、
- 登録官は、意匠登録証を出願人に発行するものとする。

第94条 登録の存続期間；更新手数料

(1) 本編の規定に従うことを条件に、意匠の最初の登録は、出願日から5年の期間効力を有する。

(2) 意匠登録は、第1附則に様式15として定める様式により又は国際出願の場合は共通規則に定める適切な様式により、各更新に関して第2附則A部に規定する手数料又は国際出願の場合は共通規則に規定する適切な手数料が納付されたとき、更新することができる。

(3) 本条(2)に従うことを条件に、意匠登録は、意匠登録の満了前6月以内に、各々5年の連続する2回の期間更新することができる。

(4) 当初又は更新期間の更新又はさらなる更新が申請なく満了した場合、本条(5)の規定に従い、本編に基づく登録意匠に係る権利は、消滅するものとし、登録官は、規定される規則に従って、当該事実を所有者に通知する。

(5) 満了した更新期間の終了直後の6月の間に、更新の申請が行われ、かつ、第2附則A部に規定する所定の更新手数料及び遅延手数料が納付された場合、権利は、失効しなかったものとして取り扱われ、その結果、

- (a) 当該さらなる期間の間に当該権利に基づいて又はそれに関して行われた事項は、有効であるものとして取り扱われ、
- (b) 当該権利が失効していなかったならば当該権利の侵害を構成した筈の行為は、侵害として取り扱われる。

第95条 意匠権の所有権

(1) 創作者は、委託に従って又は雇用の過程で創作されていない意匠に係る意匠権の最初の所有者である。

(2) 意匠が委託に従って創作された場合は、意匠を委託した者が、当該意匠に係る意匠権の最初の所有者である。

(3) 本条(4)に該当しない場合において、従業者が当該雇用の過程で意匠を創作したときは、雇用者が、当該意匠に係る意匠権の最初の所有者である。

(4) 本条(5)に従うことを条件に、従業者が、役務契約に基づいて、意匠の創作に従事することを要求されず、かつ、従業者が意匠を創作した場合は、従業者が、意匠権の最初の所有者である。

(5) 本条(4)に定める従業者は、雇用者が従業者の自由な実施に供した情報又は手段の使用により意匠を創作した場合、雇用者が、当該意匠に係る意匠権の最初の所有者である。

(6) 本条(5)に記載する従業者は、本条(7)に従うことを条件に、従業者が創作した意匠の経済的重要性を十分に考慮して算定された補償金を受ける権原を有する。

(7) 雇用者及び従業者が補償金の額について合意しない場合、当該補償金は、裁判所が判断するものとする。

第96条 意匠登録によって付与される権利

(1) 意匠登録は、所有者に対し、当該登録の存続期間中に、意匠を実施し、他の者が次の何れかの行為を実施することを防止する排他権を与える。

- (a) 物品の製造において意匠を複製すること
- (b) 意匠が複製された又は意匠を複製する物品を輸入し、販売の申出をし、若しくは販売のために陳列し、又は販売すること、及び
- (c) 販売の目的のために(a)又は(b)に記載する製品を保管すること

(2) 本条(1)(a)又は(b)に記載する行為は、次のことのみを理由として、同項の適用範囲外とはならない。

- (a) 意匠の複製が保護意匠と些細な点において異なること、又は
- (b) 複製が保護意匠と異なる種類の物品に関係すること

(3) 意匠の登録所有者は、本条(4)に従うことを条件に、所有者の同意を得ずに行われた意匠の実施を構成する又は当該実施が発生する虞を生じさせる行為に関して訴訟手続を提起することができ、また、裁判所の他の管轄権に影響を及ぼすことなく、必要な修正を加えて、特許の侵害に関して第62条に基づいて適用されるもの同一の請求を行うことができる。

(4) 意匠登録により与えられる権利は、登録意匠の所有者により又は所有者の同意を得て何れかの国において市場に提供された物品に関する行為には及ばない。

(5) 本条において、「実施」とは、登録意匠に関しては、意匠を組み込んだ物品を商業的目的のために製造し、販売し、輸入し、又はその他の方法で頒布することを意味する。

第97条 侵害

(1) 本条(2)に従うことを条件に、登録意匠に係る権利は、登録所有者の同意を得ず、第95条によって所有者の排他権である事項を行う者により侵害される。

- (2) 登録意匠に係る権利は、次のことにより侵害されない。
- (a) 私的にかつ商業的でない目的のために行われる行為
 - (b) 実験目的のために行われる行為
 - (c) 教授目的又は引用を行う目的のための複製行為。ただし、当該複製行為が公正な取引慣行に適合し、意匠の通常の実施を不当に害さず、かつ、出所の記載を添えることを条件とする。
 - (d) 他国において登録されているが、一時的にジャマイカに存在する船舶又は航空機における設備の使用
 - (e) 当該船舶又は航空機を修理する目的のための予備部品又は附属物のジャマイカへの輸入、又は
 - (f) 当該船舶又は航空機における修理の実行

第98条 意匠登録の取消

本編の規定に従うことを条件に、登録官は、第1附則の様式9として定める様式による利害関係人の申請に基づき、第2附則A部に規定する手数料が納付されたとき、第83条又は第84条の要件が満たされていなかったという理由により、意匠登録を取り消すことができる。

第XII編 特許登録簿、実用新案登録簿及び意匠登録簿

第99条 登録簿の所在地及び様式に関する規定

登録官は、庁に、特許登録簿、実用新案登録簿及び意匠登録簿を備えるものとする。

第100条 登録すべき事項

(1) 特許登録簿、実用新案登録簿及び意匠登録簿には、次の事項を含め、場合により、効力を有する特許、登録実用新案及び登録意匠に関する詳細が記入される。

- (a) 特許、実用新案及び登録意匠のライセンス、譲渡及び移転に関する詳細
- (b) 登録所有者の名称の変更、宛先の変更、合併及びその他の法的性質の変更
- (c) 登録官が適切と考える特許、実用新案及び登録意匠の有効性又は所有権に影響を及ぼすその他の詳細、及び
- (d) 特許、実用新案又は登録意匠に関するその他の所定の詳細

(2) 出願人又は所有者は、いつでも、第2附則A部に規定する手数料を添えて第1附則に様式16として定める様式により、本条(1)に定める詳細の何れかを登録簿に記入することを請求することができる。

(3) 特許、実用新案及び登録意匠に係る詳細の登録に関連して提出されたすべての書類は、第104条に基づいて閲覧に供される。

第101条 証拠としての登録簿

(1) 第99条に従って備えられる登録簿は、本法により又は本法に基づいて登録簿に記入することが要求され、又は認容される事項の一応の証拠となる。

(2) 登録簿の全部又は一部が電子形態により保持される場合、登録簿又は場合により登録簿の当該部分を構成する詳細の全部又は何れかを書面により複製し、登録官が署名し、捺印した書類は、手続において当該詳細の証拠として許容される。

第102条 信託の不登録

特許、実用新案又は登録意匠に関する信託の通知は、明示的、黙示的又は擬制的の何れであるかを問わず、登録してはならない。

第103条 譲渡等の登録

- (1) ある者が、
 - (a) 譲渡、移転又は法の運用により、特許、実用新案若しくは登録意匠、当該特許、実用新案若しくは登録意匠に関する出願又は特許、実用新案若しくは登録意匠に対する持分を受ける権原を有することになった場合、又は
 - (b) ライセンシー又はその他として、特許、実用新案若しくは登録意匠又は当該特許、実用新案若しくは登録意匠に関する出願に係るその他の利益を受ける権原を有することになった場合、

かかる者は、第1附則に様式16として定める様式により、第2附則A部に規定する手数料を納付し、場合により、所有者若しくは共同所有者としてのその者の権原又はその者の利益の通知の登録簿への登録を登録官に申請しなければならない。

(2) 本条(1)の規定を害することなく、本条(1)に定める方法により得られた何人かの権原の登録申請は、場合により、譲渡人、ライセンサー又は当該証書のその他の当事者が所定の方法により行うことができる。

(3) 本条(1)に基づいて申請が行われ、かつ、同項に定める事項に関して登録官が納得する場合、登録官は、申請人に権原を与えた証書又は事件を示して、申請人の詳細を特許、実用新案又は登録意匠の所有者又は共同所有者(場合により)として登録簿に記入するものとする。

(4) (a) 場合により、特許、実用新案又は登録意匠の共同所有権に関する本法の規定、及び
(b) 通知を登録簿に記入することが要求される他の者に帰属する権利
に従うことを条件に、特許、実用新案又は登録意匠の被付与者又は所有者として登録された者は、特許、実用新案又は登録意匠を譲渡し、それに基づくライセンスを付与し、又はその他の方法で取引し、かつ、当該譲渡、ライセンス又は取引の対価の有効な受領証を与える権限を有する。ただし、特許、実用新案又は登録意匠に関する衡平法上の権利は、動産に関する場合と同様の方法により行使することができる。

(5) 登録官は、本条に基づく申請人に対し、申請に関連して登録官が必要と考える裏付けとなる書類及び情報を登録官に提出するよう要求することができる。

第104条 公衆による閲覧

(1) 本条の規定に従うことを条件に、登録簿は、
(a) 庁が通常業務を行っている時間内に、かつ、
(b) 第2附則A部に規定する手数料が納付されたときは、
庁において公衆の閲覧に供される。

(2) 出願は、所定の日以前に規則に従って取り下げられた場合は、公衆の閲覧に供されない。

(3) 書類は、第2附則A部に規定する手数料を納付したときは、本条に従って閲覧することができる。

第105条 登録簿の更正

(a) 登録簿からの記入事項の脱漏
(b) 十分な理由なしに登録簿に行われた記入
(c) 登録簿に誤って存在する記入事項、又は
(d) 登録簿の記入事項の誤り又は不備

により不利益を被る者は、第2附則A部に規定する手数料を納付し、第1附則に様式17として規定する様式により、登録簿の更正を登録官に申請することができる。

第106条 条約及び1999年法の優越

- (1) 特許協力条約の規定と本法の規定との間に抵触がある場合又は特許の国際出願若しくは国際登録に関する何らかの側面に関して本法に規定がない場合は、特許協力条約、それに基づく規則及び同規則に基づく実施細則が優越する。
- (2) 1999年改正協定の規定と本法の規定との間に抵触がある場合又は意匠の国際出願若しくは国際登録に関する何らかの側面に関して本法に規定がない場合は、1999年改正協定が優越する。

補則

第107条 登録官による情報提供

登録官は、何人に対しても、次の事項に関する情報を与えることができる。

- (a) 特許、実用新案若しくは登録意匠
- (b) 特許出願、実用新案出願若しくは意匠登録出願、又は
- (c) 所定の書類又は事項

第108条 未登録事項の認容性

詳細が登録簿に記入されていない書類は、特許、実用新案若しくは登録意匠の権原又は特許、実用新案若しくは登録意匠に係る利益を受ける権原を証明する、いかなる手続においても認容されない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- (a) 手続が提起された裁判所又は登録官が指示する場合、又は
- (b) 手続が第105条に基づく登録簿の更正の命令のため又は特許、実用新案若しくは登録意匠に関する衡平法上の権利を行使するための手続である場合

第109条 免責

登録官又は庁に雇用されている職員は、

- (a) 本法又はジャマイカが締約国である条約若しくは国際協定に基づいて付与された特許又は登録された意匠の有効性を保証するとはみなされず、又は
- (b) 本法若しくは当該条約若しくは協定により要求され、若しくは認容される審査若しくは調査若しくは当該審査の結果として生じる報告若しくはその他の手続を理由として又はそれらに関連して、如何なる個人的責任も負わない。

第110条 事務上の誤り及び期限延長

(1) 登録官は、場合に応じて、第1附則に様式6又は様式13に定める様式による申請に基づき、第2附則A部に規定する手数料が納付されたとき、翻訳、転記の誤り、次のものにおける誤記又は錯誤を補正することができる。

- (a) 特許明細書、実用新案特許若しくは登録意匠の出願又はそれらの申請書、又は
- (b) 特許、実用新案又は登録意匠に関連して提出された書類

(2) 登録官に対し、当該誤り又は錯誤を補正することを請求する場合は、何人も、所定の規則に従って、当該事項の登録官による判断に係る第2附則A部に規定する手数料を納付して、第1附則の様式5に規定する様式により、異議申立書を登録官に提出することができる。

(3) 登録官は、何らかの事項を行うために本法に基づいて登録官が課す期間を延長することができる。

(4) 登録官に対し、本法に基づく何らかの事項を行うために本法に基づいて課す期間を延長することを請求する者は、第2附則A部に規定する手数料を納付し、第1附則の様式18に規定する様式により、これを行わなければならない。

第111条 特許，意匠，実用新案の登録証の毀損又は紛失

(1) 特許，意匠又は実用新案の特許付与を証明する登録証を毀損し又は紛失した場合，登録官は，所有者からの申請に基づき，第2附則A部に規定する手数料が納付されたとき，原本に代えて認証謄本を発行することができる。

(2) 本条に従って行われる申請は，第1附則の様式19に規定する様式によるものとする。

第XIII編 違法行為

第112条 登録簿の偽造

- (1) 故意に,
 - (a) 本法に基づく登録簿に虚偽の記入を行い、若しくは行わせる者又は当該登録簿の記入事項の写しであると虚偽に主張する書面を作成し、若しくは作成させる者、又は
 - (b) 当該記入事項又は書面が虚偽であると知りながら、当該書面を証拠として提出し、提供し、又は提出若しくは提供させる者は、
違法行為を犯している。
- (2) 故意に本条に基づく違法行為を犯した者は,
 - (a) 地方行政区裁判官の前で有罪判決を受けたときは、500,000ドル以下の罰金又は6月以下の期間の拘禁に処され、又は
 - (b) 巡回裁判所において有罪判決を受けたときは、罰金又は3年以下の期間の拘禁に処される。

第113条 特許権等に関する虚偽の主張

- (1) 自ら又は他の者が,
 - (a) 発明の特許権者又は実用新案若しくは登録意匠の所有者であること、又は
 - (b) 特許、実用新案又は意匠登録を出願したことを虚偽に表示する者は、違法行為を犯しており、地方行政区裁判官の前で陪審によらない有罪判決を受けたときは、500,000ドル以下の罰金又は6月以下の期間の拘禁に処される。
- (2) (a) その者が販売する製品が特許を取得し、又は登録意匠若しくは実用新案を組み込んでいること、又は
(b) ある物品が特許、実用新案又は意匠登録の出願の対象であること
を虚偽に表示する者は、違法行為を犯しており、地方行政区裁判官の前で陪審によらない有罪判決を受けたときは、500,000ドル以下の罰金又は6月以下の期間の拘禁に処される。
- (3) 本条の適用上、ある者は,
 - (a) 製品に「特許」若しくは「特許取得済」という語又は当該物品について特許が取得されたことを明示若しくは黙示する他の何らかの語が押印され、彫刻され、若しくは刻印され、又はその他の方法で付されている場合は、当該物品が特許を取得していることを表示するとみなされ、
 - (b) 製品に「特許出願済」若しくは「特許係属中」という語又は当該物品について特許出願が行われたことを黙示する他の何らかの語が押印され、彫刻され、若しくは刻印され、又はその他の方法で付されている場合は、当該物品が特許出願の対象であることを表示するとみなされる。
- (4) 当該語が物品に押印され、彫刻され、若しくは刻印され、又はその他の方法で適切に付された時点で、かつ、それが行われた国において、当該物品が特許を取得しており、又は特許出願の対象であったことを証明することは、本条に基づく訴追に対する防御となる。

第XIV編 雑則

第114条 出訴

(1) 何人かが登録官の決定又は行為により不利益を被る場合、その者は、

- (a) 本法により又は本法に基づいて規定される期間内、又は
 - (b) 同人が当該決定又は行為を知った日から3月以内、又は
 - (c) 裁判所が裁判所規則に従って認めるさらなる期間内に、
- 登録官の決定に対して出訴することができる。

(2) 裁判所規則は、それに関する事項に係る本法に基づく手続において裁判所を補助する顧問の任命を規定することができる。

第115条 審査官の選任

登録官は、本法に基づく審査官の職務を遂行する人又は団体(庁の内外を問わない)を選択することができるが、当該人又は団体は、登録官の見解において、当該職務を遂行するための所要の技能、知識及び経験を有するものとする。

第116条 調査の請求

(1) 何人も、いつでも、第2附則A部に規定する手数料を納付して、第1附則の様式20と規定される様式により、調査を請求することができる。

(2) 本条(1)に基づいて行われる請求には、場合に応じて、次の事項に関する情報を含めなければならない。

- (a) 発明又は意匠の名称
- (b) 発明又は意匠の説明
- (c) 要約
- (d) クレーム
- (e) キーワード
- (f) 出願人又は所有者の名称
- (g) 出願又は登録番号、及び
- (h) 必要と認めるその他の情報

第117条 手数料

次の事項に関しては、大臣が随時規定する手数料を納付しなければならない。

- (a) 特許及び実用新案の付与の出願並びに意匠登録の出願、及び
- (b) 本法に基づいて生じる、特許及び実用新案並びに登録意匠に関するその他の事項

第118条 電子文書及び通信

規則に従うことを条件に、登録官が本法に基づいて電子形態により受領した書類又は情報は、合理的な期間内に理解可能な形態により保存された書類又は情報を複製することが可能である機械的又は電子的データ処理システムを含む情報保存装置により入力し、又は記録す

ることができる。

第119条 書留郵便又は電子メールで送付可能な通知

本法又は規則により与えることが要求又は認容される通知は、書留郵便又は電子メールにより送付することができる。

第120条 ジャマイカ国内の送達宛先

各申請人・出願人は、ジャマイカ国内の送達宛先を提供しなければならず、各申請・出願には、当該宛先を含めなければならない。

第121条 規則

(1) 大臣は、全般的に本法の趣旨及び目的を実現するため及びその適正な管理を確保するために規則を制定することができるが、特に、ただし、上記の一般性を害することなく、次の事項に関する規則を制定することができる。

- (a) 特許、実用新案及び意匠の出願及び登録の様式及び内容
- (b) 登録簿及びその索引の様式
- (c) 特許、実用新案又は登録意匠に関する譲渡、ライセンス若しくは移転又はその他の書類の登録
- (d) 本法に従って発行される証明書の様式及び内容
- (e) 本法に基づく事項に関して課すことができる手数料又は手数料の納付を判断する方法
- (f) ジャマイカが締約国である特許、実用新案若しくは意匠に関する条約若しくはその他の国際協定若しくは取極又は随時行われるその改正、修正若しくは改定の実施
- (g) 本法に基づく情報又は書類の提出又は記入若しくは記録
- (h) 特許、実用新案若しくは登録意匠の出願又は優先権の請求を取り下げることができる方法
- (i) 優先権及び審査の請求
- (j) 特許の専門知識を有する者からなる顧問又は審査委員会の任命
- (k) 登録官における何らかの手續又はその他の事項において従うべき手續、例えば、証拠を提出する方法、特に、
 - (i) 登録官に対し、証人の出頭並びに書類の開示及び提出を強制する権限を与える方法、及び
 - (ii) 手續の不備の更正を認容する方法、及び
- (1) 本法の規定により規定することが要求されるその他の事項

(2) 本条に従って制定された規則は、登録官が何らかの事項を行うことについて、状況により延長が正当化されることを登録官が納得する場合、所定の条件に従い、本法又は規則により定められた期間を延長することを認容することができる。

第122条 提出期間の例外

出願を提出するための期間の末日が土曜日、日曜日若しくは一般公休日(祝日(一般公休日)法の意味の範囲内における)である場合又は保護が請求される国において庁が出願の提出を

受け付けていない場合、出願を提出するための期間は、当該日の何れにも当たらない次の日まで延長される。

第123条 大臣が罰金を改正することができる

大臣は、賛成決議を条件に、命令により、本法により科される罰金を修正し、又は変更することができる。

第124条 本法は、国王を拘束する

本法は、国王を拘束する。（訳注：ジャマイカは英国王を国家元首とする。）

廃止、留保及び経過規定

第125条 特許法及び意匠法の廃止

1857年特許法及び1937年意匠法(以下「廃止法」と称する)は、本法により廃止される。

第126条 留保

指定日直前に効力を有する又は存在する限り、廃止法に基づいて登録された特許若しくは意匠又は作成された書類又は行われたあらゆる事項は、当該書類又は事項が本法の対応する規定に基づいて作成され、又は行われたものとして、当該書類が作成され、又は事項が行われたときに当該規定が効力を有していたものとして、引き続き効力を有する。

第127条 経過規定

(1) 本法による廃止に拘らず、廃止法は、必要に応じて、引き続き効力を有し、かつ、次の事項を規制する。

- (a) 指定日前に行われた特許付与又は意匠登録の出願、及び
- (b) 指定日前に付与された特許及び登録された意匠

(2) 本法の如何なる規定も、指定日前に開始した特許又は登録意匠の取消又は侵害に係る訴訟手続に影響を及ぼさない。

(3) 廃止法に基づいて制定された規則は、本法と矛盾する場合を除き、規則又はその他の制定法により明示的に廃止されるまで、本法に基づいて制定されたものとして引き続き効力を有する。

(4) 本法が施行されたときは、庁は、1857年特許法に基づいて提出された特許状の請願であって、本法の施行日時点で係属しているものに関する法務長官のすべての権限を行使するものとする。